

第2期群馬県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年10月現在における群馬県内35市町村（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）の行政区域とする。概ねの面積は63万6千ヘクタール程度である。

なお、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域は本区域に存在するが、除くこととする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園および国定公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）は本区域に含め、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に記載されている環境保全のための配慮を行う。

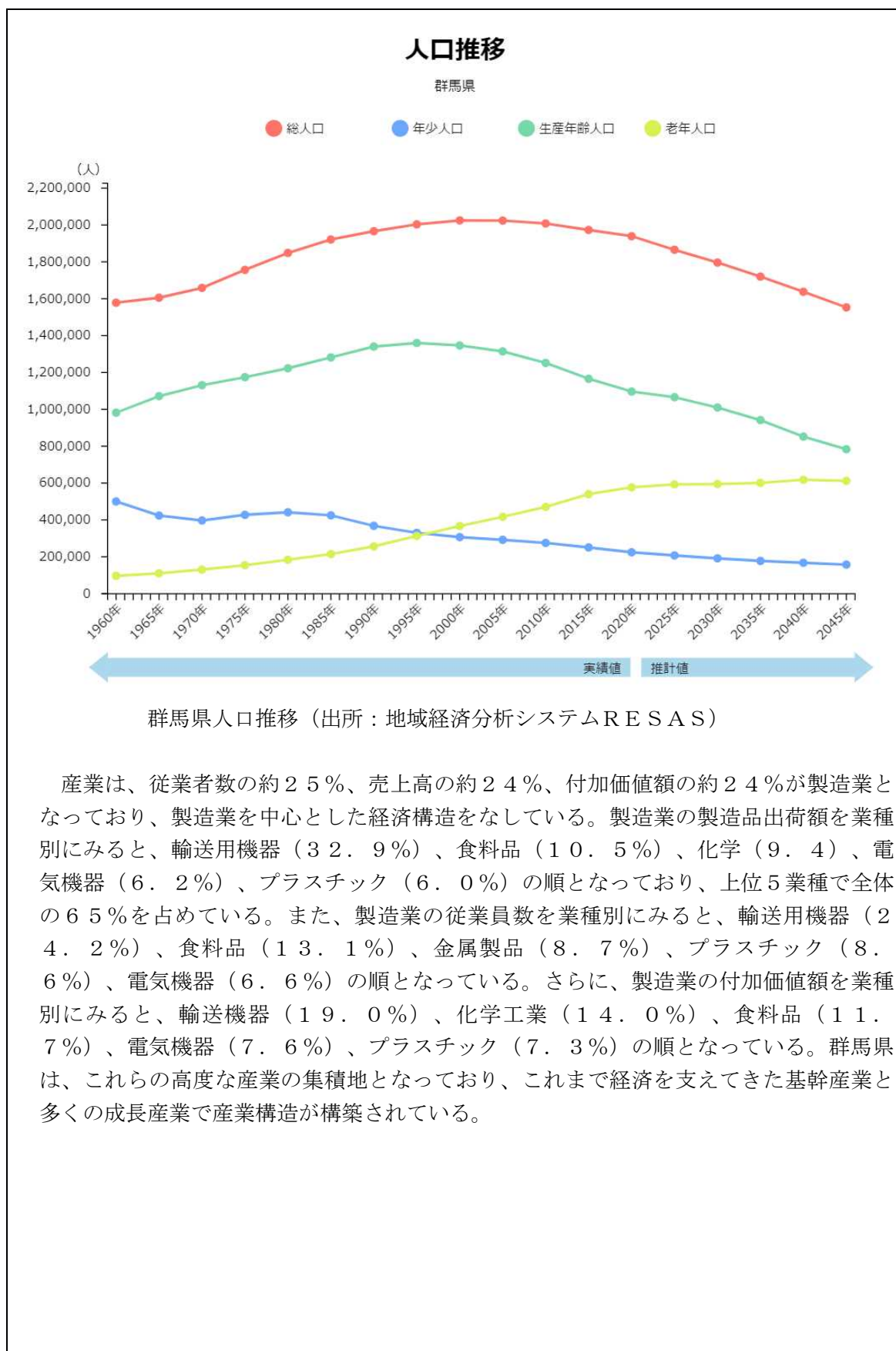
自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する都道府県立自然公園は、本区域には存在しない。

【促進区域図は別紙1のとおり】

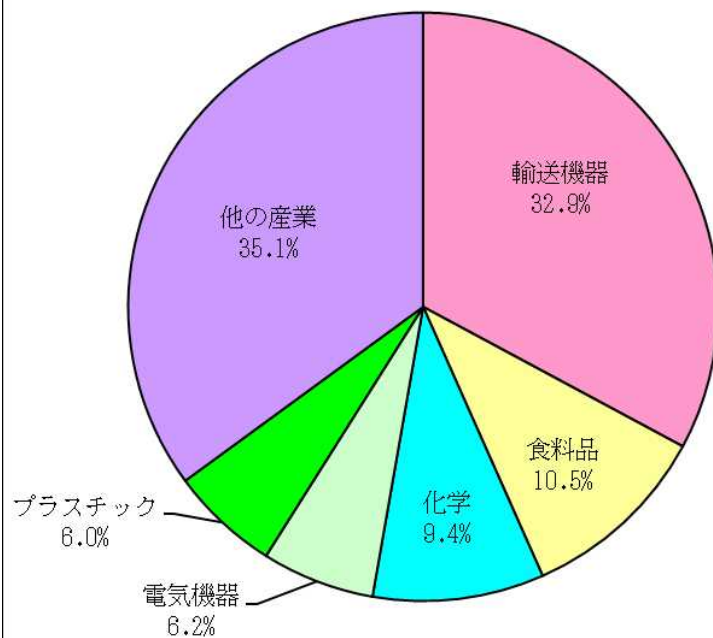
（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

本区域は、関東平野の北西部、日本のほぼ中央に位置しており、新潟県、長野県、埼玉県、栃木県、福島県の5県と隣接している。県西・県北の県境には山々が連なり、南東部には関東平野が開けている。

令和2年国勢調査によると、群馬県の人口は1,940,333人。平成12年国勢調査時の2,024,852人をピークに、平成17年以降は減少に転じている。人口は平野部の前橋市（332,332人）、高崎市（373,218人）、太田市（223,150人）、伊勢崎市（211,975人）、桐生市（106,445人）に集中しており、人口が多い平野部の上位5市で県人口の60%以上を占めている。

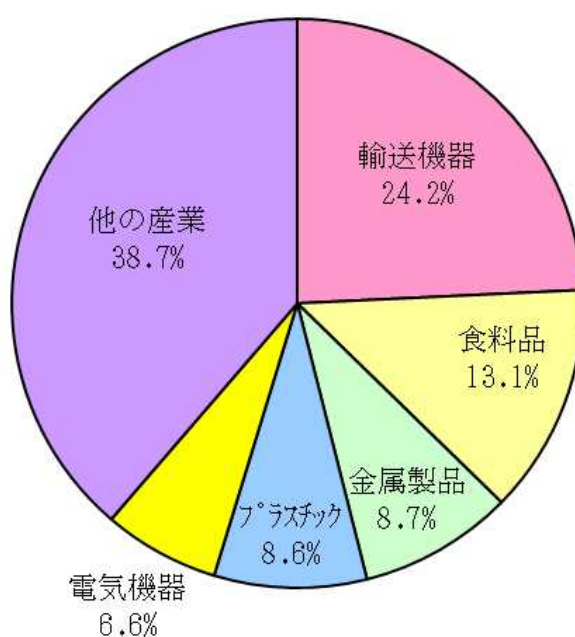


産業別 製造品出荷額等構成比



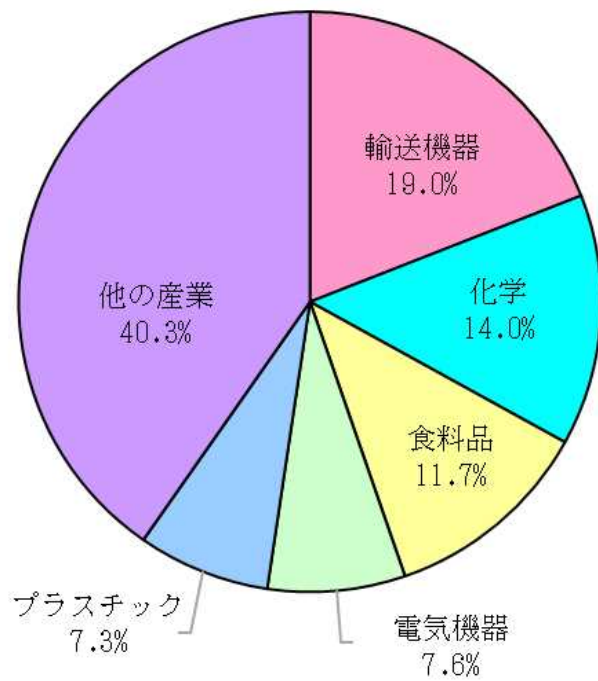
群馬県 製造品出荷額等構成比（出所：令和3年経済センサス活動調査）

産業別 従業者数構成比



群馬県 産業別 従業者数構成比（出所：令和3年経済センサス活動調査）

産業別 付加価値額構成比



群馬県 産業別 付加価値額構成比（出所：令和3年経済センサス活動調査）

また、群馬県の特徴として、繊維産業や木製品、食品産業が一定数集積している。繊維産業では、桐生、伊勢崎、太田などの地域を中心に、優れた技術力と特色ある製品等を有する繊維関連企業が多く集まっている（令和2年時点の製造品出荷額等は、39,478百万円、事業所数は223事業所（従業員4人以上）で全国平均の201事業所を上回っている）。木製品については、本県の豊富な森林資源を生かし、古くから家具・装備品をはじめとした木工産業が栄え、木材は主に北毛地域や西毛地域で、家具・インテリアは前橋の木工団地などで一定の集積がみられる。食品産業は、製造品出荷額等に占める割合（令和2年時点で10.5%（従業員4人以上））が輸送用機器に次いで第2位であり、「ナショナルブランド」の製品製造を行う大企業と、地域の農産資源を活かした商品を製造する中小企業が多く集積する「食の拠点」を形成している。（出所：令和3年経済センサス活動調査）

さらに、全国有数の医学・医療に関する教育研究拠点の大学や病院、高度なバイオ技術を持つ企業、地域の農産資源を活かした食品企業が集積する医療・ヘルスケア産業の拠点となっている。

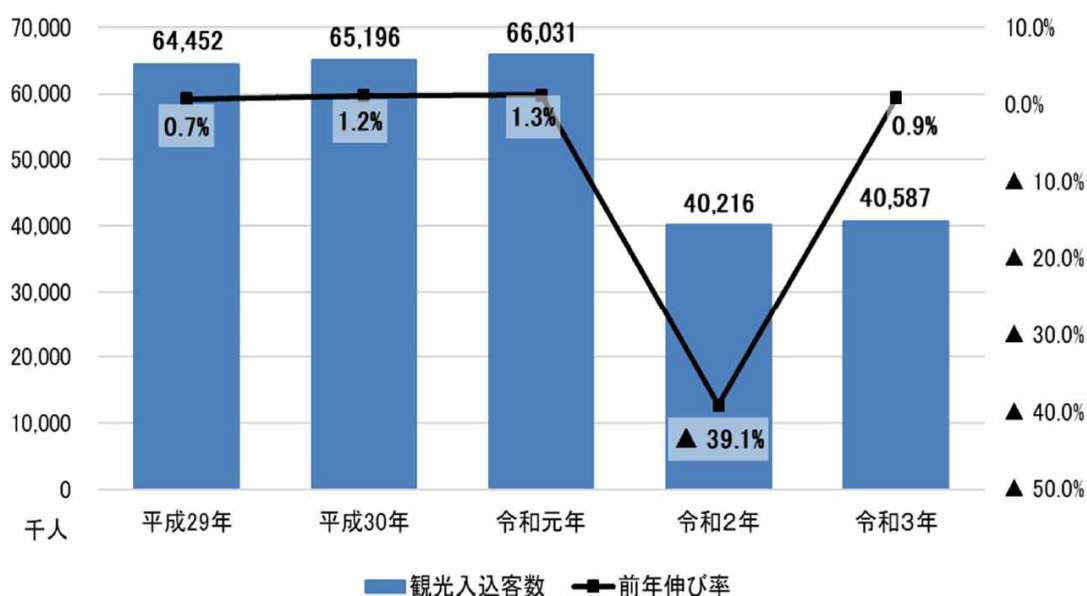
デジタル分野においては、公設試験研究機関である群馬産業技術センターがものづくりデジタル化支援やデジタル人材の育成により、地域企業の生産性・企業価値の向上に資する支援に取り組んでいる。

クリエイティブ関連分野においては、全国初となるデジタルクリエイティブに特化し

た若年人材育成拠点「tsukurun-GUNMA CREATIVE FACTORY」を整備した。小中高生という若い段階から、最先端のデジタル機材やソフトウェアで創作活動を行うことができ、3次元コンピューターグラフィックス（3DCG）などのデジタル技術を駆使しながら、新しい価値を生み出す、次世代で活躍するデジタルクリエイティブ人材（アニメ、ゲーム、漫画、映画等）を育成している。

自然環境においては、県のシンボルである上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山）、流域面積日本一である利根川など、豊富な自然に恵まれており、日照時間（令和3年全国5位）も上位であることから、再生可能エネルギーの適地である。（出所：統計でみる都道府県のすがた2023）

草津、伊香保、水上、四万をはじめとする温泉、多種多様な歴史文化遺産、スタジアム・アリーナ・コンベンション施設など、多くの観光資源を有しており、新型コロナウイルス感染症の影響前の令和元年は、年間66,031千人の観光入込客数を記録している。（出所：令和3年観光入込客統計調査報告書）



その他にも、豊富な水資源や長い日照時間、標高差のある耕地などを活かし、年間を通じてキャベツ、ほうれん草、こんにゃく芋等の新鮮な農林水産物が生産される多彩な食材の供給地となっている。

交通インフラにおいては、上越新幹線、北陸新幹線のほか、関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の各高速道路が東西南北に走り、全国でも有数の結節性を備えており、東京圏まで1時間程度で移動が可能である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

- ・ 本区域は、従業者数の約25%、売上高の約24%、付加価値額の約24%が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。特に、製造品出荷額の33%を自動車関連産業が占め、自動車産業に特化しているが、取引総額はこの10年間で1.4倍以上に伸びている一方、1社あたりの売上額は2015年をピークに下降しており、電動化関連の事業獲得が課題である。（出所：令和3年経済センサス活動調査、ぐんま未来産業アドバイザーボード報告書）
- ・ 製造業をはじめとする群馬県を支える産業群を、デジタルとの掛け合わせにより付加価値の高い産業へのバージョンアップを目指す。更なる生産性向上に加え、IT・サービス産業や新価値を創出するクリエイティブ産業の投資を国内外から呼び込み、付加価値の高い未来産業の集積を図る。
- ・ また、「VIRTUAL・AI／交通・物流／医療・ヘルスケア」等の官民共創社会実証・実装プロジェクトを通じて、群馬から「新たな価値」、「イノベーション」創出を目指す。
- ・ さらに、温泉、農畜産物、自然環境、歴史文化遺産など群馬のキラーコンテンツを組み合わせ、リトリートの聖地を実現し、国内外からの誘客を目指す。
- ・ 災害発生等の非常時に備えたリスク分散の観点から、生活や産業に必要な製品・部材を安定的に供給できるよう生産・物流拠点を集積させる。
- ・ このような地域経済牽引事業の推進が、地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・ 地域の特性を戦略的に活用する分野ごとに付加価値創出額を目標値として設定し、促進区域全体で274億3千万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による 付加価値創出額	25,579 百万円	53,009 百万円	107.2%

（算定根拠）

- ・ 地域の特性を戦略的に活用する分野ごとに承認件数と付加価値創出額を算出し、積み上げにより設定。設定にあたっては、これまでの地域経済牽引事業による効果の実績値を算出し、実績値や統計データを参考にし、設定を行った。

（各分野の目標）

活用分野	承認件数	付加価値創出額（百万円）
①成長ものづくり分野	57	12,920

②地域産業の新市場開拓分野	22	4,990
③デジタル分野	5	2,050
④クリエイティブ関連分野	3	260
⑤医療・ヘルスケア分野	8	1,820
⑥環境・エネルギー分野	2	330
⑦観光・スポーツ・文化・まちづくり分野	2	150
⑧農林水産分野	8	1,410
⑨物流関連分野	13	3,500
計	120	27,430

【5（3）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと）】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：輸送用機械器具製造業	5,606百万円	8,234百万円	46.9%
業種：食料品製造業	5,080百万円	7,358百万円	44.8%
業種：化学工業	2,978百万円	4,380百万円	47.1%

（算定根拠（指定する業種ごと））

①輸送用機械器具製造業

平均175.2百万円/件の地域経済牽引事業を4年間で15件実施することにより、付加価値額計2,628百万円

②食料品製造業

平均175.2百万円/件の地域経済牽引事業を4年間で13件実施することにより付加価値額計2,278百万円

③化学工業

平均175.2百万円/件の地域経済牽引事業を4年間で8件実施することにより、付加価値額計1,402百万円

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	146件	266件	82.2%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が５，４００万円（群馬県の１事業所あたり平均付加価値額５，３４１万円（令和３年経済センサス活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で２．６％以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で２．６％以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で７．１％以上増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で７．３％以上増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域１】沼田市

町田町字土塔原

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、町田町字土塔原で２５．９ヘクタール程度である。

町田町字土塔原は、地域の特性としてＩＴ機器のコアに使用する電子機能材料を生産及び開発する企業が集積し、研究・開発を行う技術者が多数在籍しているほか、上越新幹線上毛高原駅から８キロ、関越自動車道沼田インターチェンジから３キロと良好なア

クセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域は、南東部の蒔蒔畑を中心に、17.5ヘクタール程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

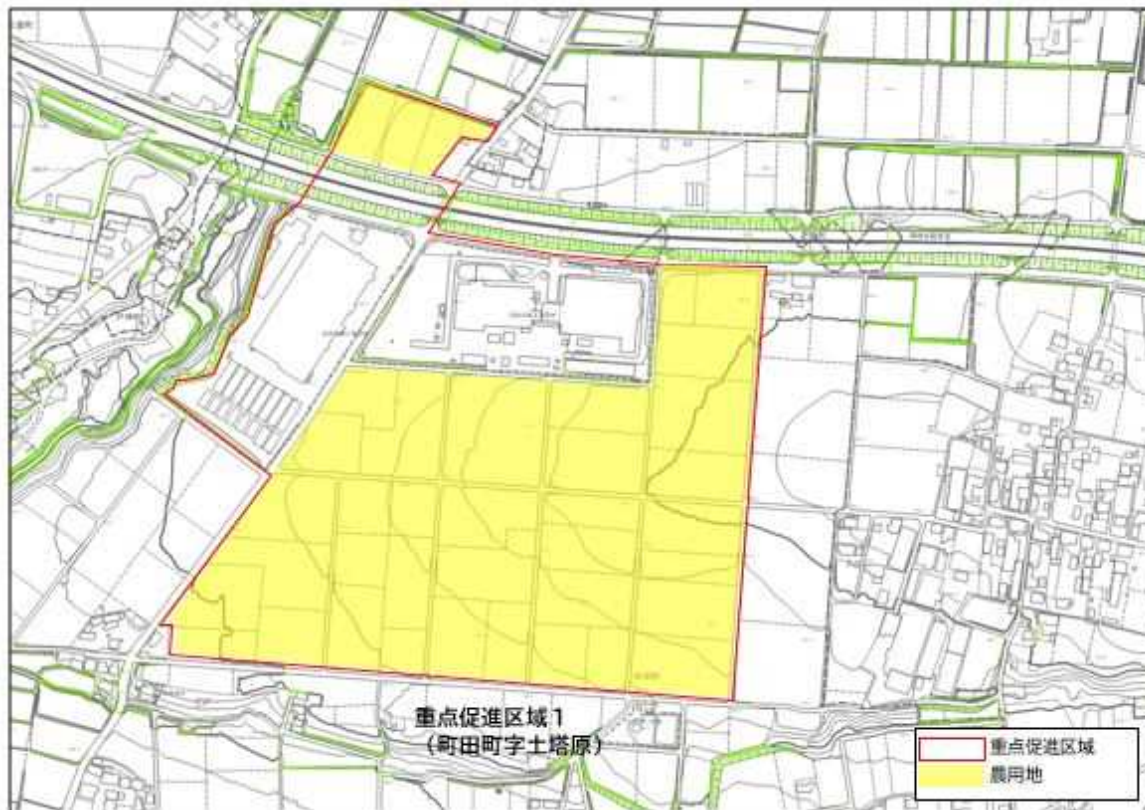
なお、本区域には、非線引き都市計画区域のため、市街化調整区域は存在しない。

また、沼田市には、売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・沼田市国土利用計画における記載：都市計画区域内の農用地は、都市的土地利用への転換を促進するとされている。
- ・沼田市都市計画マスタープランにおける記載：その他の工業・業務地として、北部工業団地など、用途無指定地域に立地する工業団地については、周辺の田園集落地との調和に配慮した良好な工業・業務環境の維持・形成に努めることとされている。
- ・都市計画における記載：非線引き都市計画区域内用地地域無指定とされている。
- ・沼田農業振興地域整備計画における記載：各種農業施策を踏まえながら、担い手を中心とした生産性の高い体制を確立し、農業を職業として選択しうる産業とするとともに、地域の立地条件に応じた生きがいと潤いのある就業機会を確保し、農家世帯員の安定的な就業の促進に努めると記載されている。
- ・本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。
- ・まち・ひと・しごと総合戦略における記載：本区域を含む区域については、企業の地方拠点、サテライトオフィスの誘致をするものとされている。
- ・群馬県地域再生計画（群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）における記載：企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推進し、当該地域における就業機会の創出及び地域経済活性化を図るものとされている。

(地図) 重点促進区域 1



【重点促進区域 2：地図上の A】 富岡市

大字桑原字稲荷谷及び大字藤木字深井（富岡木材工業団地）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 9.5 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として建築用製材製造企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから 9.0 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、農用地区域は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域 3：地図上の B】 富岡市

大字藤木字金屎（富岡藤木工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は49.7ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として航空産業企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから9.0キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、農用地区域は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域4：地図上のC】富岡市

大字一ノ宮字押出（富岡坂井工業団地、坂井東工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は10.8ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として自動車部品製造、医薬品製造等の産業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから6.0キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域5：地図上のD】富岡市

大字富岡字小舟西、大字富岡字天神基、大字富岡字小舟、大字富岡字鳥居基、大字富岡字小舟東、大字富岡字小舟南、大字曾木字九田（富岡工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は35ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として自動車部品製造、ATM機器製造等の産業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから2.7キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：工業専用地域に指定されている。

【重点促進区域6：地図上のE】富岡市

大字宇田字稜所及び大字妙義町下高田字下川原（宇田第1工業団地、宇田第2工業団地、宇田第3工業団地、宇田第4工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は14.4ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として自動車部品製造の産業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから5.7キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、農用地区域は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域7：地図上のF】富岡市

大字神農原字岩崎及び大字神農原字蛇崩（神農原工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は13.5ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として通信機器製造、食品製造業の産業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから3.8キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域8：地図上のG】富岡市

大字田篠字諏訪平、大字田篠字原町、大字田篠字北谷戸（田篠工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は15ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として医療機器製造の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから2.4キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済

牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、農用地区域は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域 9：地図上の H】 富岡市

大字富岡字北田、大字曾木字北田、大字曾木字北新井、大字曾木字川フリ、大字富岡字明武塚東

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 5.5 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として食品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから 3.9 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、農用地区域は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域 10：地図上の I】 富岡市

大字上丹生字牛伏、大字上丹生字郷土谷、大字上丹生字下田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 22 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として鉄鋼製造業の企業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから 6.8 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、農用地区域は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域 11：地図上の J】 富岡市

大字南蛇井字南原田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は５ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として食品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから１．０キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域１２：地図上のＫ】富岡市

大字南蛇井字増光寺及び大字南蛇井字久保替戸

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は７．７ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として食品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから１．６キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、農用地区域は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域１３：地図上のＬ】富岡市

内匠

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は８．７ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として食品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから１．４キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、農用地区域は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域 14：地図上のM】 富岡市

大字蚊沼字日向入、大字蚊沼字舟久保、大字蚊沼字相生山、大字蚊沼字塚田、大字蚊沼字上越澤、大字蚊沼字塩ノ入、大字蚊沼字筵手、大字蚊沼字五反田、大字蚊沼字天臺、大字蚊沼字入道ヶ入、大字蚊沼字二反田、大字蚊沼字金ヶ入、大字原字太郎坂、大字原字大日、大字原字松葉、大字原字川原崎

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は59.5ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として物置製造業の企業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから2.5キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、農用地区域は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域 15：地図上のN】 富岡市

大字黒川字小塚及び大字黒川字小塚川原

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は7.5ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として印刷製造業の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから4.6キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域 16：地図上のO】 富岡市

南後箇

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は224ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として精密部品、自動車部品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから2.7キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区

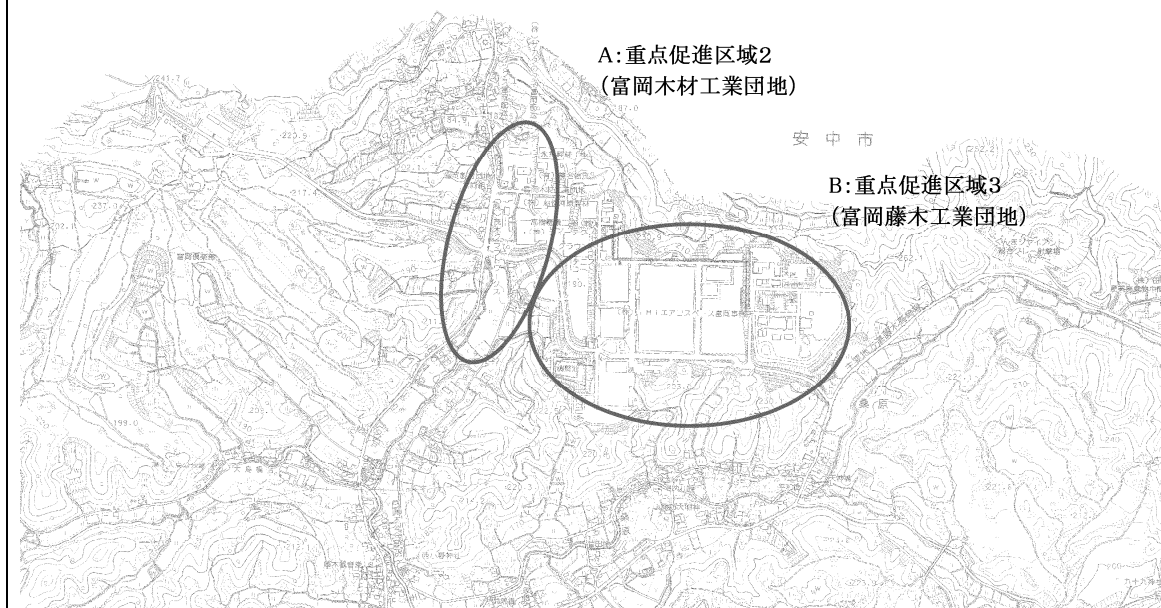
域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

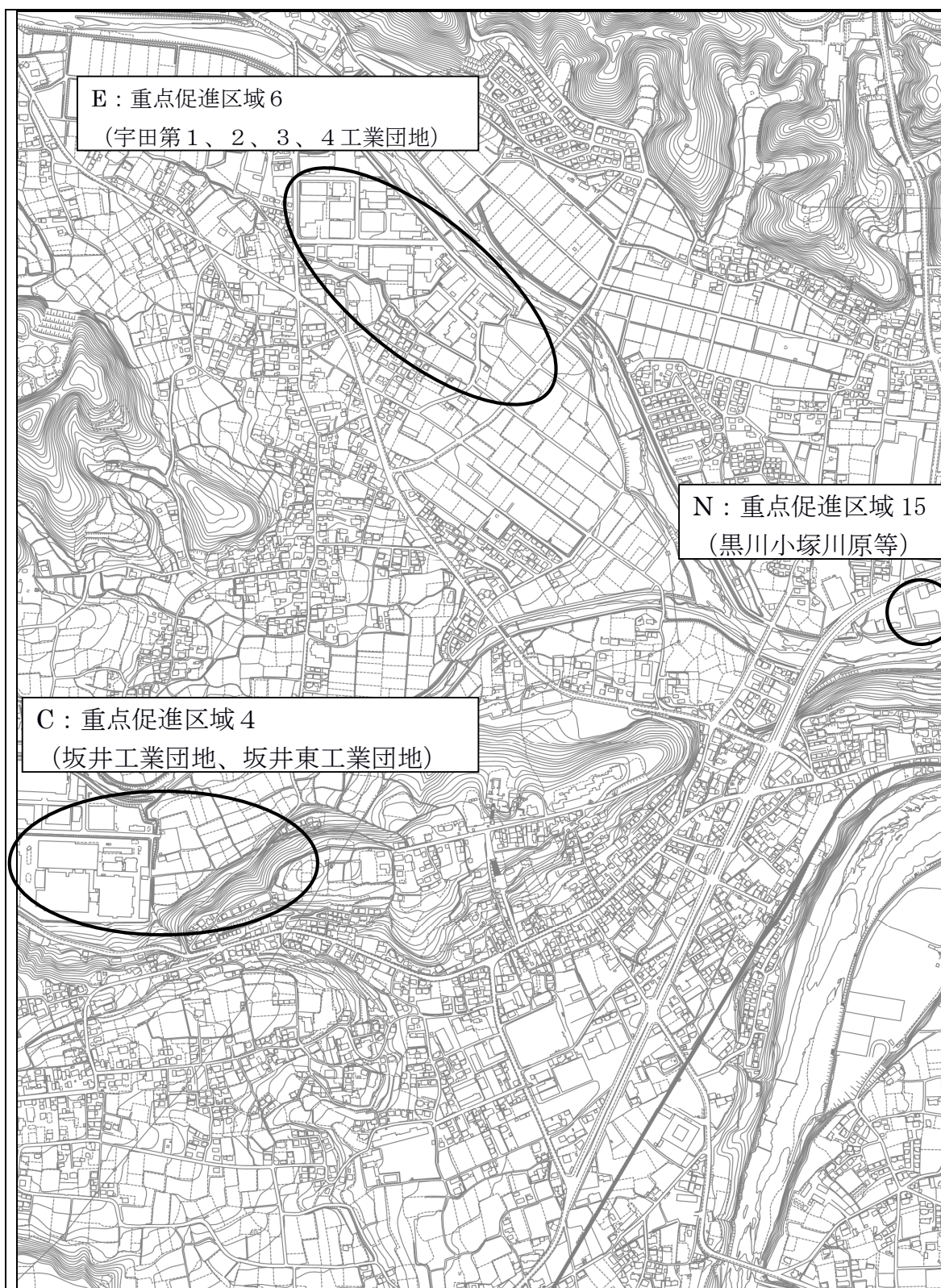
なお、農用地区域や水鳥等の渡り鳥の保護を図る大塩鳥獣保護区は、重点促進区域に含めない。また、市街化調整区域、遊休地は存在しない。

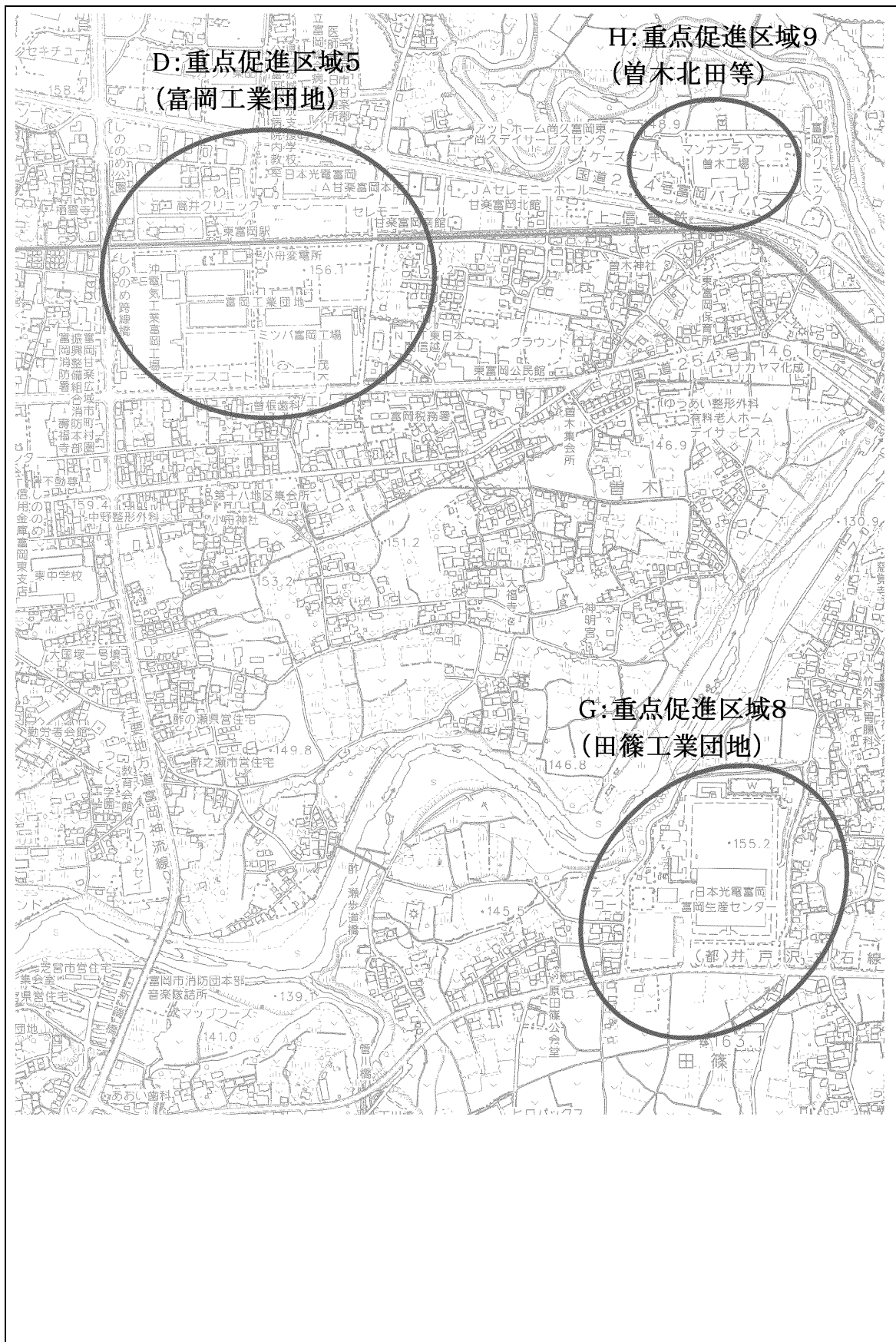
(関連計画における記載等)

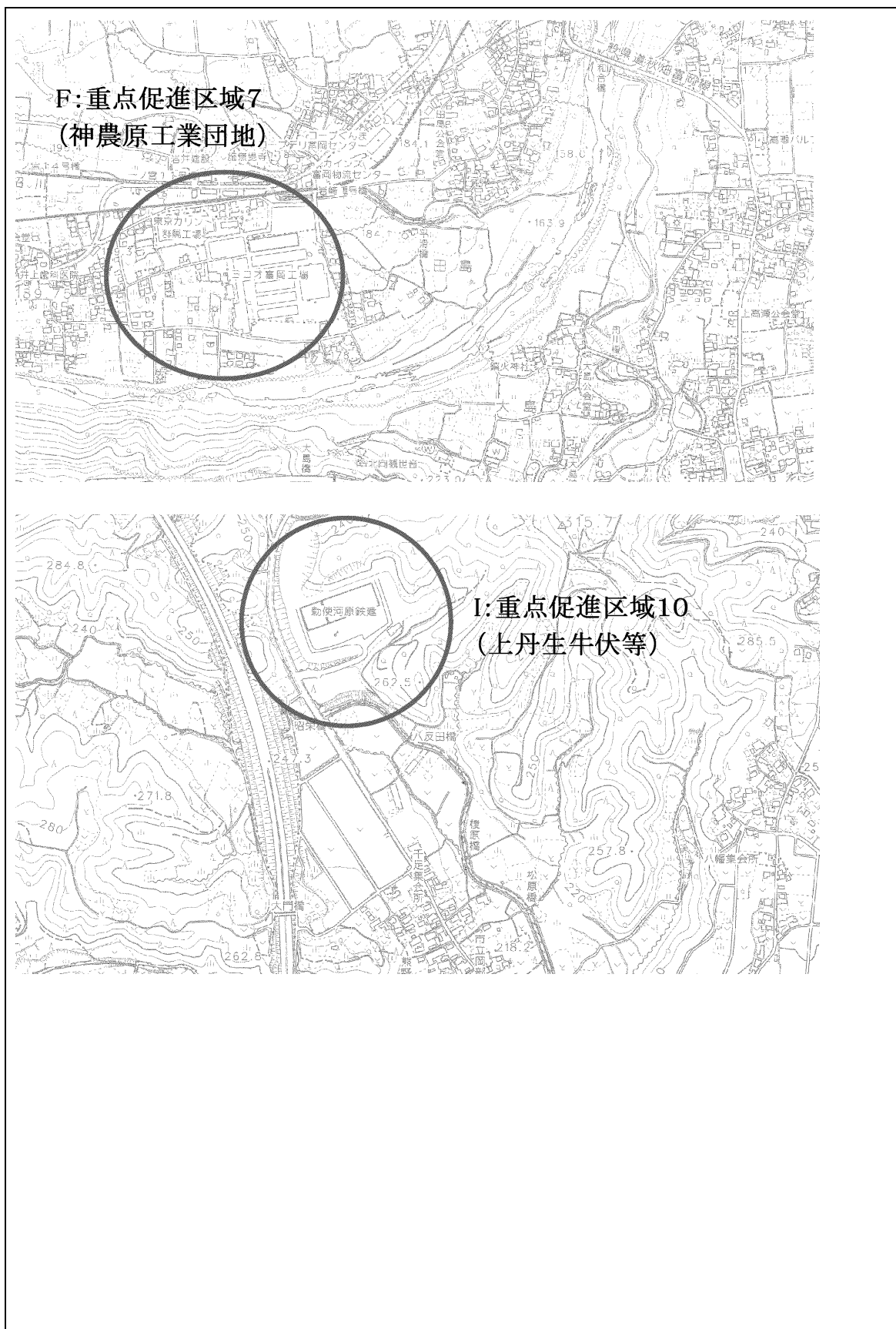
都市計画における記載：都市計画区域外である。

(地図) 重点促進区域 2 ～ 1 6

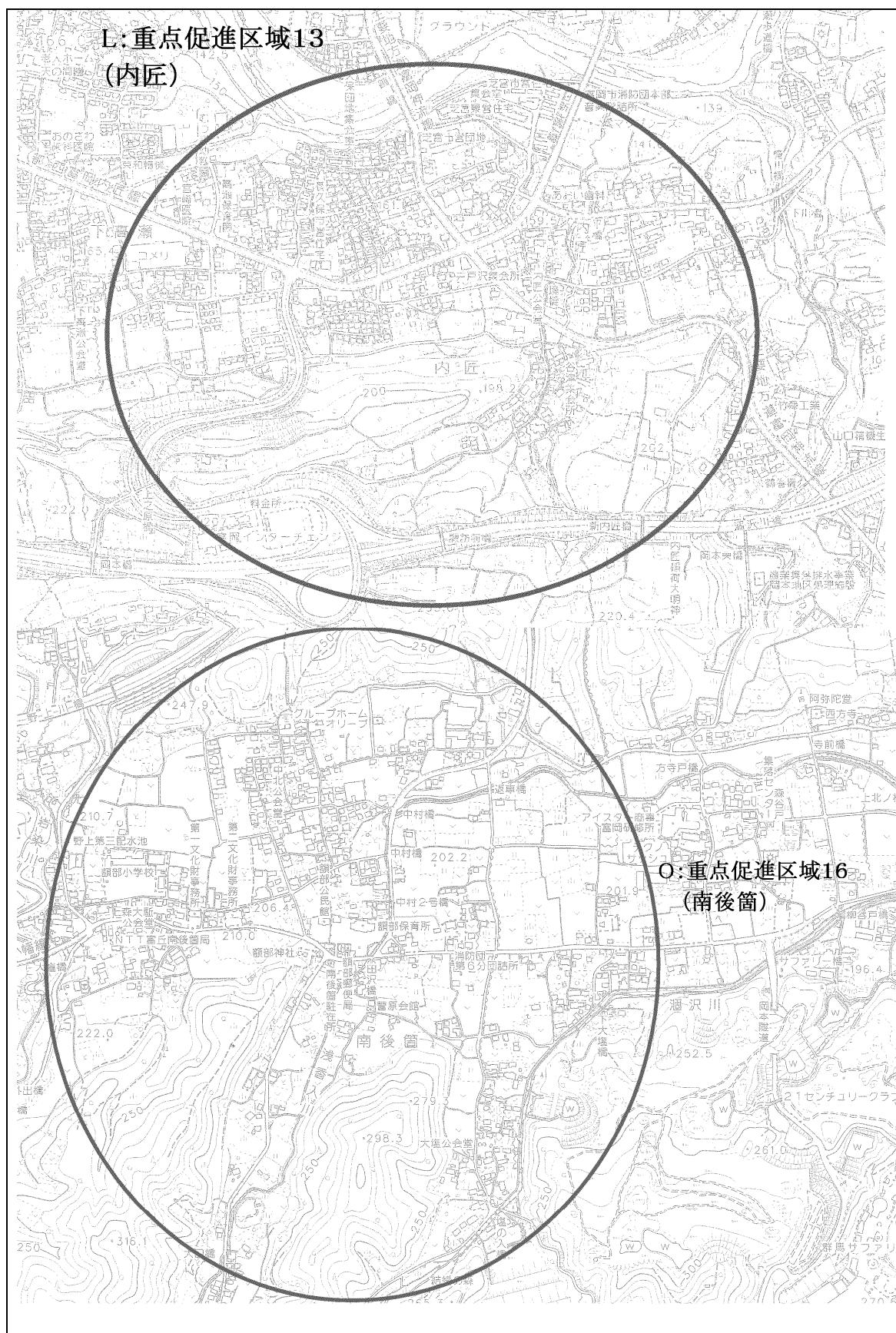












【重点促進区域１７】安中市

郷原字中村、同字堀端、同字七割、同字十ヶ森、同字徳島、同字小平

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は１２．６ヘクタール程度である。

本区域は、市内中心部に位置し、主要幹線道路（国道１８号）沿道に所在している。隣接には、本市の主要産業である化学製品、機械製品を中心とした企業が立地する安中工業団地があり、市内産業の核となっている地域である。また、本市には新幹線停車駅の安中榛名駅、上信越自動車道のインターチェンジが２箇所あり、ヒト・モノの輸送の面で恵まれた立地環境にある。そのなかで、本区域は安中榛名駅までは１０ｋｍ、上信越自動車道の松井田妙義インターチェンジまで６．６ｋｍの恵まれた立地環境にある。また、産業インフラにおいては、特別高圧電力の利用も見込め、豊富で低廉な水（上水道）も供給することが可能な区域である。このようなことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域における主要作物は蒟蒻であり、区域内に所在する農地面積は約１２．５ヘクタールである。このうち、約７．４ヘクタールが農用地区域となっており、本区域面積全体の５８．６％を占めている。よって、「９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。なお、市内において、現時点で売却されていない工業団地や既存の未活用の団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在していない。

（関連計画における記載等）

- ・安中市総合計画における記載：国道１８号など東西方向広域幹線道路の沿道の市街地と、その縁辺部で系統的な基盤整備を進める地区として、「まちのまとまり」ごとに、コンパクトな市街地の形成を図ると記載されている。
- ・安中市都市計画マスタープランにおける記載：産業系市街地の開発整備の促進に向けて、安中工業団地の周辺の幹線道路沿道については、計画的な産業用地の開発整備により、産業系市街地の拡大を図るとされている。
- ・都市計画における記載：非線引き都市計画区域内用途地域無指定とされている。
- ・安中市農業振興地域整備計画における記載：企業誘致を進めるなど、就業の場を創設・確保することで、農業者が安心して農業を継続しながらも働ける機会を増加させることが重要と記載されている。
- ・本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。
- ・第２期 安中市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載：企業誘致の促進と雇用機会の確保のため、上信越自動車道のインターチェンジ２箇所という立地特性において土地利用のあり方を見直すとともに、適地に新しい工業団地の整備を推進すると記載されている。
- ・安中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける記載：土地利用のあり方を見直すなど、交通利便性を活かした新規企業の誘致や、既存企業の事業拡大を推進すると記載されている。

- ・安中市まち・ひと・しごと創生推進計画（地域再生計画）における記載：交通・輸送の要所という立地特性を活かした新たな産業用地の整備や、企業の新事業展開、創業の支援体制を確立することで、地域にあった企業の育成と対外的な産業競争力を高めると記載されている。
- ・群馬県地域再生計画（群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）における記載：企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推進し、当該地域における就業機会の創出及び地域経済活性化を図るものとされている。

（地図）重点促進区域 17



【重点促進区域 18】みどり市

笠懸町鹿字杉菜原及び字小仁田の一部並びに西鹿田字馬見岡の一部

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は11.6ヘクタール程度である。

本区域は、北関東自動車道太田藪塚インターチェンジから約5キロに位置する。インターチェンジからは渡良瀬幹線道路1本で接続され、また、区域南側には国道50号が通り、市内のみならず近隣都市へのアクセスが良好で、市内でも交通アクセスの良い地域であるため、本区域において地域経済牽引事業を促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

なお、令和５年度に渡良瀬幹線道路が本区域東側まで開通し（笠懸藪塚工区）、今後も北へと延伸される計画である（新里笠懸工区）。また、将来的には本区域に隣接する北側部分に前橋笠懸道路（国道５０号バイパス）が東西に整備される予定であり、本地域は更なる交通アクセス向上が期待される地域である。

本区域は大部分となる１０．２ヘクタール程度が農用地区域となることから、「９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあってはその基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

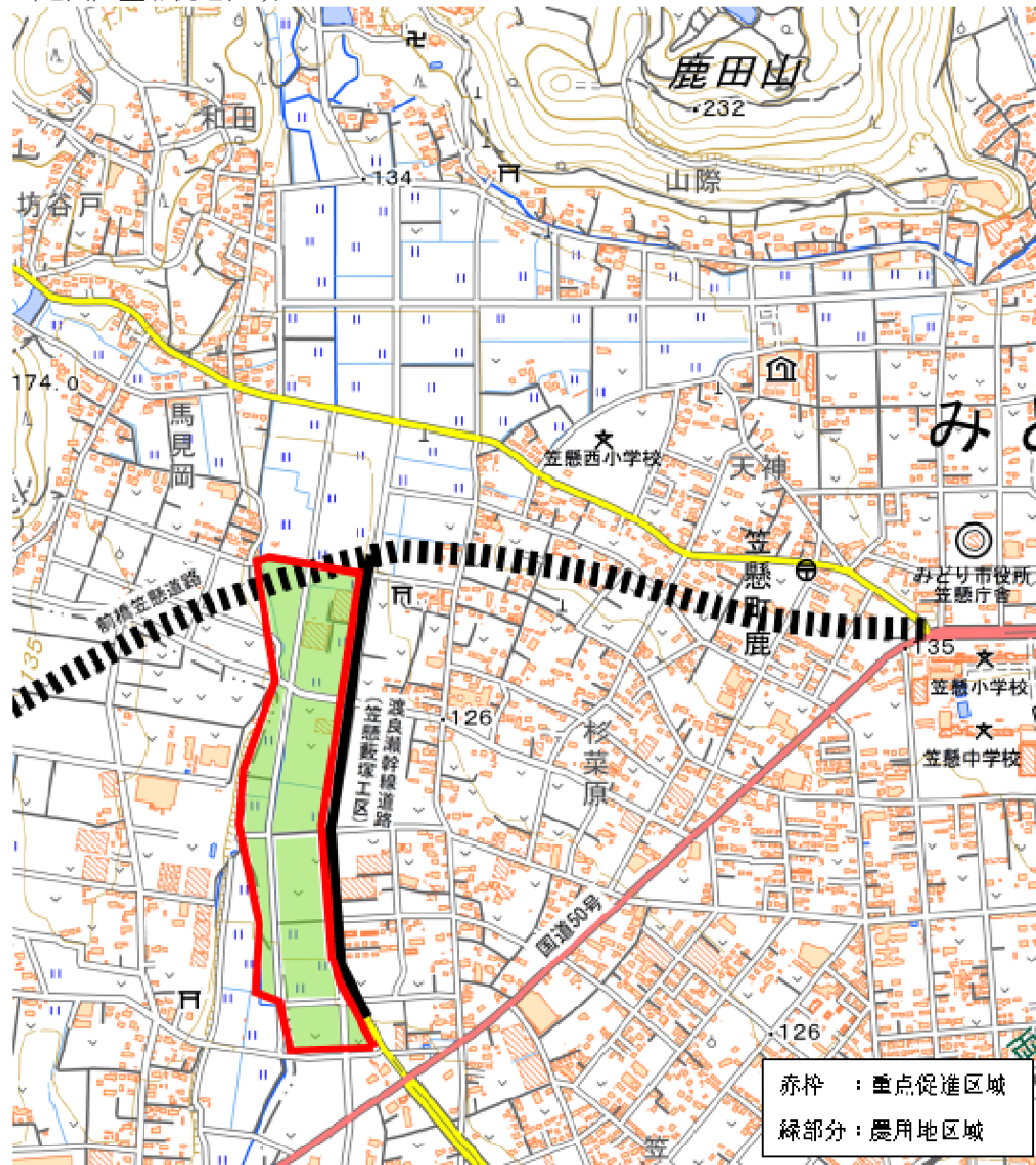
なお、本区域には市街化調整区域は存在しない。

また、みどり市には未分譲の既存の工業団地や、現に宅地化された一定規模以上の未利用地などの遊休地等は存在しない。

（関連計画における記載等）

- ・みどり市都市計画マスタープランにおける記載：重点施策展開ゾーン【渡良瀬幹線産業ゾーン】として、良好な交通アクセスと産業の集積が生み出す成長と魅力に満ち溢れたまちを目指す地域に位置付けられている。
- ・都市計画における記載：非線引き都市計画区域内用途地域無指定とされている。
なお、本区域において、産業拠点の形成に向けて、無秩序な開発行為が行われることがないように、地区計画や特定用途制限地域等の都市計画制度の導入を検討している。
- ・みどり農業振興地域整備計画における記載：地域経済の発展、就業機会の確保・促進のために、農林業の振興と第２次・第３次産業の振興との均衡を視野に入れながら、総合的に地域の就業構造の改善が図られるよう配慮するとともに、農業従事者の意欲と労働力に応じ、地域の立地条件に適した就業機会を確保して農業従事者の安定的な就業機会を促進するよう記載されている。
- ・本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。

(地図) 重点促進区域 1 8



(2) 重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域 1】

沼田北部工業団地に隣接し、沼田市において最先端のものづくりが行われ、最も付加価値の高い製品を製造している区域であることから、重点促進区域を設定することとする。

なお、沼田市内には売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在していない。

※以下、重点促進区域 2～16 については、工場立地特例対象区域とするため、重点促進区域として設定する。

【重点促進区域２】（富岡木材工業団地）

区域の設定に当たっては、建築用製材、造作用集成材の企業が立地しており、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域３】（富岡藤木工業団地）

区域の設定に当たっては、航空産業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域４】（富岡坂井工業団地、坂井東工業団地）

区域の設定に当たっては、自動車部品製造、医薬品製造の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域５】（富岡工業団地）

区域の設定に当たっては、自動車部品製造、ＡＴＭ機器製造の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域６】（富岡宇田第１工業団地、富岡宇田第２工業団地、富岡宇田第３工業団地、富岡宇田第４工業団地）

区域の設定に当たっては、自動車部品製造の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 7】（神農原工業団地）

区域の設定に当たっては、通信機器製造、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 8】（田篠工業団地）

区域の設定に当たっては、医療機器製造の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 9】（曾木北田等）

区域の設定に当たっては、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 10】（上丹生牛伏等）

区域の設定に当たっては、鉄鋼製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 11】（南蛇井南原田）

区域の設定に当たっては、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域１２】（南蛇井増光寺等）

区域の設定に当たっては、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域１３】（内匠）

区域の設定に当たっては、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域１４】（蚊沼等）

区域の設定に当たっては、物置製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域１５】（黒川小塚等）

区域の設定に当たっては、印刷製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域１６】（南後箇）

区域の設定に当たっては、精密部品、自動車部品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域１７】

本区域に隣接する安中工業団地は、主要産業である化学製品、機械製品を中心とした企業が立地している。半導体生産に必要な素材生産や素材加工、また、半導体関連製造装置を生産する各メーカーがおり、半導体生産に関わる企業が集積していることが特色である。本区域へ地域経済牽引事業を行う事業者を誘引することにより、市内産業の高付加価値化と、市内既存企業のデジタル社会における競争力の向上に繋げるため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

区域内に農用地区域が含まれるが、一定規模以上の遊休地等はほかに無く、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。また、本区域に市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域１８】

本区域は、北関東自動車道太田薮塚インターチェンジから約５キロと近接し、インターチェンジからは渡良瀬幹線道路１本で接続される。区域南側には国道５０号が通り、市内のみならず近隣都市へのアクセスが良好で、市内でも交通アクセスの良い地域である。また、渡良瀬幹線道路(笠懸薮塚工区)は令和５年度に本区域東側まで開通しており、今後更なる交通アクセス向上が期待される地域であるため、良好な交通アクセスを生かした産業拠点として本区域において地域経済牽引事業を促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

区域内に農用地区域が含まれるが、産業用途に活用できる遊休地は存在せず、本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。また、本区域に市街化調整区域は存在しない。加えてみどり市には未分譲の既存の工業団地や、現に宅地化された一定規模以上の未利用地などの遊休地等は存在しない。

(３) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
別紙２のとおり。

５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(１) 地域の特性及びその活用戦略

- ①輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、電子部品（半導体等）、化学工業、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野

- ③公設試験研究機関等の知見を活用したデジタル分野
- ④アニメ、ゲーム、マンガ、映画等のデジタルクリエイティブ人材を活用したクリエイティブ関連分野
- ⑤医療機器、医薬品、ヘルスケア等の関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア分野
- ⑥長い日照時間や豊富な水資源・森林資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑦草津、伊香保、水上、四万などの温泉、スタジアム・アリーナ、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に代表される歴史文化遺産、多様なイベントを開催できるGメッセ群馬等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑧キャベツやほうれんそう、下仁田ねぎやコンニャクイモ、上州和牛などの牛肉、豚肉、生乳などの特産物を活用した農林水産分野
- ⑨関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の縦横に走る高速道路網等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

- ①輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、電子部品（半導体等）、化学工業、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ・ 本区域は、従業者数の約25%、売上高の約24%、付加価値額の約24%が製造業となっており、ものづくり産業の集積地である。製造業の事業所数は令和3年時点で4,530事業所（従業員4人以上）（全国16位）、従業者数は212,329人（全国9位）、製造品出荷額等は令和2年時点で7兆8,889億円（全国12位）、付加価値額は2兆5,147億円（全国13位）、といずれも全国上位となっている。
 - ・ 特に、自動車関連産業については、完成車メーカーの製造拠点を中心とし、それを支えるサプライヤー企業など、裾野の広い関連中小企業群が形成されており（令和3年時点で453事業所（従業員4人以上））、製造品出荷額等に占める割合も高い（令和2年時点で32.9%（従業員4人以上））。今後一層の普及に向けた動きが世界的に加速している電気自動車の関連技術においても、地域企業が対応できるよう必要な支援を行っていく。
 - ・ また、航空宇宙関連産業においては、2040年代には100兆円超の規模となると言われている宇宙市場を取り込むため、新たな産業を創出することを目的として令和4年度から「ぐんまスペース&エアロプロジェクト」として取組を開始している。ものづくりはもちろんのこと、衛星データなどのデジタル技術を活用した新たなビジネスチャンスに地域企業が参入できるよう、JAXAや国、関連企業と協力して支援していく。
 - ・ その他、化学工業、生産用機器、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器等に関わる企業も集積しており、製造業に占める割合として、事業所数では金属製品が694事業所（15.3%）、プラスチック製品が429事業所（9.5%）、製造品出荷額等では電気機器が4,924億円（6.2%）、プラスチックが4,699億円（6.0%）と割合が高くなっており、いずれも本区域の主要

な産業となっている。

- ・ 地域の特性を活用し、県と市町村が連携して成長ものづくり分野の推進を図っていく。

（出所：令和３年経済センサス活動調査）

②繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野

- ・ 本区域は、養蚕から発展した繊維産業をはじめ、豊かな水や森林に育まれた食品や木工など、地域に根ざした多くの産業が発展している。
- ・ 群馬県では古くから養蚕が盛んであり、農家の副業として始まった生糸の生産は、明治以降、本県の富岡製糸場をはじめとした近代化された器械製糸工場で製造されるようになり、欧州を中心に輸出され、日本の近代化を牽引していくこととなった。繊維産業は、絹産業の繁栄により、本県の基幹産業として発展し、明治から昭和にかけては、「桐生織」や「伊勢崎銘仙」といった織物が全国に流通し、本県の経済発展に大きく貢献した。現在も県内では、桐生、伊勢崎、太田などの地域を中心に、優れた技術力と特色ある製品等を有する繊維関連企業が多く集まっている（令和２年時点の製造品出荷額等は、３９，４７８百万円、事業所数は２２３事業所（従業員４人以上）で全国平均の２０１事業所を上回っている）。また、本区域には全国の公設試験研究機関の中で唯一「繊維」に特化した業務を行う「繊維工業試験場」がある。管内の繊維関連企業からの依頼試験や技術相談、多様な研修業務を担うほか、繊維技術の応用や新素材等の開発、伝統織物研究などの業務も対応しており、地域の中小企業の新市場・新分野開拓に向けた重要な役割を担っている。
- ・ 木製品については、本県の豊富な森林資源を生かし、古くから家具・装備品をはじめとした木工産業が栄え、木材は主に北毛地域や西毛地域で、家具・インテリアは前橋の木工団地などで一定の集積がみられる。なかには、消費者ニーズの多様化を踏まえ、インテリア製品を中心に、快適性をテーマとした機能付き商品や健康環境に優しい製品の開発に取り組む企業もある。令和２年時点の製造品出荷額等は、７，５０２，１４７百万円で全国平均（５９，２６３百万円）を大きく上回っている。
- ・ 食品産業は、製造品出荷額等に占める割合（令和２年時点で１０．５％（従業員４人以上））が輸送用機器に次いで第２位であり、「ナショナルブランド」の製品製造を行う大企業と、地域の農産資源を活かした商品を製造する中小企業が多く集積する「食の拠点」を形成している。令和２年時点の製造品出荷額等は、８２７，７９２百万円で全国平均６２９，９１０百万円を大きく上回っている。
- ・ また、飲料産業においても、製造品出荷額等の全産業に占める割合が４．５％（令和２年時点（従業員４人以上））と高い水準になっており、本県の主要な産業の１

つとなっている。

- ・ 各地域では、競争力強化に向け、独自ブランドの開発やPR、海外バイヤーとのマッチング、異なる地域や異業種と連携した新商品開発など、国内外の販路拡大に向けた新たな取組が広がりつつある。
- ・ 地域の特性を活用し、県と市町村が連携して地域産業の新市場開拓分野の推進を図っていく。

（出所：令和3年経済センサス活動調査）

③公設試験研究機関等の知見を活用したデジタル分野

- ・ 平成28年度経済センサス活動調査より従業員数と付加価値額から各産業別の労働生産性を算出すると、群馬県は製造業をはじめとする多くの産業で全国平均を下回っている。県民所得の向上には、製造業を中心とした力のある産業の更なる生産性向上が必要であり、そのためにもデジタル技術の活用が求められている。
- ・ 群馬産業技術センターは、全国公設試調査（令和3年度実績調査）において、利用率で17年連続全国第1位、研究開発力の総合指数全国第3位になるなど、全国の公設試の中でもトップクラスの実績をあげており、地域企業にとって身近で信頼される存在となっている。近年は、ものづくりデジタル化支援やデジタル人材の育成により、地域企業の生産性・企業価値の向上に資する支援に取り組んでいる。
- ・ また、企業のDX化に役立つデジタルソリューション（5G・ロボット・IoT・AI等）を展示し、これらを実際に見て、触って体験できる場として、「デジタルソリューションラボ（DSL）」を設置し、製品・サービス体験・専門家による個別相談、IT企業等とのマッチング支援により、デジタル化を目指す企業をワンストップで支援している。
- ・ 地域の特性を活用し、県と産・学・官・金が連携してデジタル分野の推進を図っていく。

④アニメ、ゲーム、マンガ、映画等のデジタルクリエイティブ人材を活用したクリエイティブ関連分野

- ・ 群馬県産業の将来性と産業政策の方向性を総合的に検討する有識者会議「ぐんま未来アドバイザーボード」報告書（令和5年3月）では、目指すべき未来産業の姿として、デジタル技術を持ったクリエイティブ人材の育成やクリエイティブ企業の誘致等、クリエイティブ産業の拠点化を目指していくと位置づけている。
- ・ 本区域では、全国初となるデジタルクリエイティブに特化した若年人材育成拠点「tsukurun-GUNMA CREATIVE FACTORY」を整備し、令和4年3月より運用を開始している。小中高生という若い段階から、最先端のデジタル機材やソフトウェアで創作活動を行うことができ、3次元コンピュー

ターグラフィックス（３ＤＣＧ）などのデジタル技術を駆使しながら、新しい価値を生み出す、次世代で活躍するデジタルクリエイティブ人材を育成している。

- ・ 地域の特性を活用して、県と市町村が連携してクリエイティブ関連分野の推進を図っていく。

⑤医療機器、医薬品、ヘルスケア等の関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア分野

- ・ 本区域は、医療機器・医薬品等の企業が集積（約１２０事業所）し、医療・ヘルスケア分野を推進する環境が整っている。県内の医療機器生産金額（令和３年）は、約１，１００億円であり、平成２８年に比べ約４倍以上増加している。このほか、本区域の前橋市に在在する群馬大学では、世界初の普及型重粒子線治療施設を設置し、平成２２年３月から治療を開始、順調に治療実績を積み重ねている。総合病院・大学病院に設置された国内初の施設として、がんの集学的治療や放射線腫瘍医等の人材育成に取り組んでいる。
- ・ 地域の特性を活用して、県と市町村が連携して医療・ヘルスケア分野の推進を図っていく。

（出所：令和３年薬事工業生産動態統計調査）

⑥長い日照時間や豊富な水資源・森林資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

- ・ 内陸型の気候で晴天の多い本区域は、全国でも有数の日照時間（令和３年全国５位）を誇っている。また、平地では冬でも降雪が少ないことなど、太陽光発電を普及するにあたり好条件が揃っている。（出所：統計でみる都道府県のすがた２０２３）
- ・ また、流域面積全国一の利根川の源流を持ち豊富な水資源に恵まれていること、山間部には急峻な地形が広がっていること等を背景に、本区域では水力発電所が数多く（令和４年度末で７５箇所）作られている。また、小水力発電は低落差、少水量でも発電が可能なことから、今後は山間部の小河川や平地に張り巡らされた農業用水路などにおいて、普及が期待できる。
- ・ さらに、本区域面積の３分の２（約４２５千 ha）が森林である「関東一の森林県」であり、畜産業や食品加工業が盛んな本区域は、間伐材や家畜排せつ物などのバイオマス資源に恵まれている。これら資源の堆肥化や飼料などのマテリアル利用のほか、バイオマス発電やバイオマス熱利用などのエネルギー利用を推進している。
- ・ 地域の特性を活用し、県と市町村が連携して環境・エネルギー分野の推進を図っていく。

⑦草津、伊香保、水上、四万などの温泉、スタジアム・アリーナ、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に代表される歴史文化遺産、多様なイベントを開催できるＧメッセ群馬等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

- ・ 本区域は、自噴湧出量日本一の草津温泉をはじめ、伊香保、水上、四万温泉などの魅力的な温泉地が多くあり、温泉宿泊施設数は全国で6位、令和3年の主要温泉地の観光入込客数は4,500千人となっている。（出所：令和3年観光入込客統計調査報告書）
- ・ また、首都圏の水がめである利根川の水源地であり、尾瀬国立公園（令和3年度の入山者数約11万人）などの自然や、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」（令和4年度の4資産合計入場者数約34万人）、世界の記憶「上野三碑」、質と量ともに日本一の「埴輪王国」、その他多種多様な文化芸術など、豊かな観光資源に恵まれている。
- ・ さらに、プロスポーツチームの本拠地であるスタジアム、スポーツの国際大会の規格に対応したアリーナ等を有するほか、JR高崎駅東口に令和2年に開所した県のコンベンション施設（＝Gメッセ群馬）をはじめとする集客施設を活用して、国内外からの観光誘客、関連産業の推進、文化振興を図り、県と市町村が連携して観光・スポーツ・文化・まちづくり分野の推進を図っていく。

⑧キャベツやほうれんそう、下仁田ねぎやコンニャクイモ、上州和牛などの牛肉、豚肉、生乳などの特産物を活用した農林水産分野

- ・ 本区域は、豊かな自然、東京から100km圏という有利な立地、標高10～1,400mに広がる耕地を生かして、多彩な農産物を生み出している。農業産出額の構成は、野菜と畜産で約8割を占め、野菜では出荷量（令和3年）全国第1位の夏秋キャベツやほうれんそう、畜産では生産量（令和3年）全国第5位の生乳や飼養頭数（令和3年）第4位の豚など、全国トップクラスの品目が多数生産され、首都圏を中心に各地に供給している。また、すきやきの具材としても人気の下仁田ねぎは、贈答品として好まれ全国的にも有名である。（出所：令和3年産野菜生産出荷統計、令和3年牛乳乳製品統計、令和3年畜産統計）
- ・ さらに、日本の和牛として初めて欧州連合（EU）への輸出を開始した上州和牛や、原料であるコンニャクイモの国内生産の約9割を本県が占めるこんにゃくにについては、海外販路の拡大が進んでいる。
- ・ また、農業経営体や耕地面積が減少する中、生産基盤の整備や担い手への農地集積・集約化による生産性向上・経営効率化、農業新技術の導入等による省力化や高品質生産を促進することで、農業経営体の生産農業所得の向上や規模拡大等を図り、力強い農業構造の確立を目指している。
- ・ 地域の特性を活用し、県と市町村が連携してスマート農業化、6次産業化、ブランド化、海外販路開拓などを支援することにより、農林水産分野の推進を図っていく。

⑨関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の縦横に走る高速道路網等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

- ・ 本区域は、大市場である東京から約100km位置し、高速道路や新幹線を利用すれば約1時間で移動が可能である。「高速道路の十字軸」（関越、東北、上信越、

北関東）が整備されたことにより、物流戦略面でのメリットがさらに高まっている。

- ・ また、南北方向に関越自動車道及び国道１７号が整備され、東西方向には、上信越自動車道、北関東自動車道及び国道１８号、国道５０号、国道３５４号が整備され、長野県から栃木県、茨城県等の北関東エリアを結んでいる。
- ・ さらに、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築し、有事の際にも物流が寸断されないように、計画的なバイパス整備、現道拡幅・無電柱化、落石対策・橋梁耐震化等に取り組んでおり、自然災害が比較的少ないという優位性から、リスク分散のためのバックアップ拠点としても注目されており、本社移転先として多くの企業に選ばれている。（令和４年工場立地件数３９件）
- ・ 本県を魅力あふれる力強い産業の拠点として発展させていくため、県と市町村が連携して、物流関連分野の推進を図っていく。

（３）地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

- ①輸送用機械器具製造業
- ②食料品製造業
- ③化学工業

（４）指定の理由

①輸送用機械器具製造業

- ・ 輸送用機械器具製造業が、群馬県内の総付加価値額に占める割合は７．９１％であり、これは輸送用機械器具製造業が全国の総付加価値額に占める割合の２．１６％を大きく上回っている。（令和３年経済センサス活動調査）
- ・ 輸送用機械器具製造業は、直近５年間で給与総額が１９．０％と大きく伸びている。（平成２８年及び令和３年経済センサス活動調査）
- ・ 群馬県は自動車産業の集積が強みである一方、自動車産業はデジタル関連技術の革新により、ＣＡＳＥや新たなモビリティサービスなどモビリティの価値自体が大きく変化している。このため、「群馬県未来創造型企業誘致指針」において、輸送用機械器具製造業を産業、業界、社会の価値を高める重点的に誘致する分野に位置づけ、トップセールスやオーダーメイド型支援などを通じて、重点的に誘致することとしている。

②食料品製造業

- ・ 食料品製造業が、群馬県内の総付加価値額に占める割合は３．４０％であり、これは食料品製造業が全国の総付加価値額に占める割合の１．５０％を大きく上回っている。（令和３年経済センサス活動調査）
- ・ 食料品製造業は、直近５年間で給与総額が１８．１％と大きく伸びている。（平成２８年及び令和３年経済センサス活動調査）

- ・食料品製造業は、健康志向や環境志向など社会課題への意識が高まる中で、フードテックなどを活用した新たなビジネス創出、既存産業のバージョンアップが求められている一方、需要が底堅く、厳しい経済状況でも安定した事業継続や成長が見込まれる。このため、群馬県では「群馬県未来創造型企業誘致指針」において、食料品製造業を産業、業界、社会の価値を高める重点的に誘致する分野に位置づけ、トップセールスやオーダーメイド型支援などを通じて、重点的に誘致することとしている。

③化学工業

- ・化学工業が、群馬県内の総付加価値額に占める割合は3.97%であり、これは化学工業が全国の総付加価値額に占める割合の1.56%を上回っている。（令和3年経済センサス活動調査）
- ・化学工業は、直近5年間で給与総額が46.4%と大きく伸びている。
（平成28年及び令和3年経済センサス活動調査）
- ・化学工業は医薬品や半導体素材など、今後の成長が期待される業種を含むほか、次世代モビリティ産業の振興の観点からEV向け材料についても群馬県として新たな投資を呼び込んでいく必要がある。そのため、群馬県では「群馬県未来創造型企業誘致指針」において、化学工業を産業、業界、社会の価値を高める重点的に誘致する分野に位置づけ、トップセールスやオーダーメイド型支援などを通じて、重点的に誘致することとしている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域の強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

①県融資制度の活用推進

地域経済牽引事業の承認事業者に対して、「中小企業パワーアップ資金」等の融資制度の活用による、活発な設備投資を促す。

②固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減税措置に関する条例を制定する。

③デジタル田園都市国家構想交付金との連携

- ・基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タ

イブ)を活用し、成長ものづくり分野、地域産業の新市場開拓分野、デジタル分野、医療・ヘルスケア分野において、デジタル技術の活用、人材の確保・育成、イノベーション推進等の支援に取り組む予定。

- ・デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野において、デジタル技術の活用、魅力ある情報発信、関係人口創出等の支援を行う予定。
- ・デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、クリエイティブ関連分野において、人材育成やクリエイティブ企業の集積を推進する予定。
- ・デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、農林水産分野において、デジタル技術の活用、人材育成、販路開拓を推進する予定。

④技術の底上げ

中小企業の技術力を高めるため、新技術・新製品の開発などを支援するほか、技術相談に対応する。

⑤受注の確保

中小企業の受注拡大と販路開拓を図るため、県内外での展示商談会開催や、海外展示商談会への出展支援等を実施する。

⑥イノベーション創出

新たなイノベーション創出にチャレンジする企業を支援するため、セミナーや異業種マッチング、専門コーディネーターによる伴走支援等を行う。

⑦地場産業の振興

繊維産業をはじめとする本県地場産業の魅力を県内外に広く発信するとともに、産地組合等が実施する販路開拓事業に対する補助を行う。

⑧クリエイティブ企業の集積

小中高生を対象としたデジタルクリエイティブ人材の育成や補助金によりクリエイティブ企業の集積を図る。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

公設試験研究機関が保有する研究開発の成果や保有機器等の情報提供を行う。

地域企業の技術力向上のために、公設試が保有している情報であって資料として開示している情報について、引き続きホームページ上でも公開していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

群馬県庁産業経済部未来投資・デジタル産業課内および群馬県内各市町村企業立地担当課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係部局、関係市町村と相談した上で対応することとする。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

群馬県の産学官金等の支援機関が一体となって、社会課題を解決するスタートアップの事業加速を短期集中支援する（ぐんまスタートアップアクセラレーションプログラム（RAITO））。

②自動車産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

公益財産法人群馬県産業支援機構に「自動車サプライヤー支援センター」を設置。群馬県内の中堅・中小自動車部品サプライヤー向けの事業転換や、新たに参入を目指す企業に対して課題解決に向けた伴走支援を行う。

③人材確保に向けた支援

（人材育成）

県内企業でDXの推進を担う人材の育成や今後成長が期待される産業分野への人材供給に繋がるよう、DX推進に必要となるスキルを養う研修講座を実施することで、県内在職者等のリスクリングを支援する。

（人材確保）

県内２カ所に群馬県若者就職支援センターを設置し、若者の就職をワンストップで支援するとともに、企業の人材確保のサポートに取り組んでいる。また、U・Iターン就職促進として、SNSやポータルサイトを通じた情報発信のほか、合同企業説明会、インターンシップマッチング会等を開催し、若者と企業のマッチングを支援している

④産業用地の確保に向けた支援

事業者のニーズを的確に把握し、迅速な用地の確保を行うため、市町村主導の開発計画を、部局横断的に検討を進めることで、早期事業化を目指している。

⑤GXの促進支援

（事業者のGXを支援するための体制の整備）

脱炭素経営の専門家に個別相談できる無料相談制度を設けている。また、令和５年度から、地域金融機関等の支援機関に企業の脱炭素を支援できる人材の育成に着手している。

（脱炭素化を促進する設備投資等への支援）

県内中小事業者や個人が太陽光発電設備や蓄電池を導入する際の支援策として、制度融資・共同購入事業・初期費用０円事業・補助事業を行う。

（革新的な製品・技術開発、新事業展開への支援）

脱炭素社会に貢献できる新製品やサービスの開発に対する補助を行う。

⑥DX支援

デジタル技術を活用した「稼ぐ力」の向上を目指し、IoT・AI・ロボット・5G等のデジタル技術を導入してスマートファクトリー化を目指す県内中小企業をワンス

トップで支援する「デジタルソリューションラボ」を設置するなど、ものづくりイノベーションを推進している。

また、次代を見据えた産業構造強化のため異業種交流のプラットフォーム「ぐんま未来イノベーションLAB」を中心に、デジタルを活用した新たなビジネスモデルの構築支援等に取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和5年度	令和6年度から令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 県融資制度の活用推進	運用	運用	運用
② 固定資産税の減免措置の創設	運用	運用	運用
③ デジタル田園都市国家構想交付金の活用	検討・運用	運用	運用
④ 技術の底上げ	運用	運用	運用
⑤ 受注の確保	運用	運用	運用
⑥ イノベーション創出	運用	運用	運用
⑦ 地場産業の振興	運用	運用	運用
⑧ クリエイティブ関連の集積	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 公設試験研究機関の情報提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口	運用	運用	運用
【その他】			
① スタートアップへの支援	運用	運用	運用
② 自動車産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援	運用	運用	運用
③ 人材確保に向けた支援	運用	運用	運用
④ 産業用地の確保に向けた支援	運用	運用	運用

⑤G Xの促進支援	運用	運用	運用
⑥D X支援	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、群馬県が設置する公設試験研究機関や産業支援機関、地域の大学・高等専門学校・専門学校、商工会・商工会議所、地域の金融機関など、地域に存在する支援機関等がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮し、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①群馬県立群馬産業技術センター

「技術支援（技術相談、依頼試験・分析、機器開放、施設開放）」、「開発研究（共同研究、受託研究）」、「人材育成・情報提供」を3本柱に、地域の工業技術発展と産業振興のため、技術的課題の解決に向けて先導的役割を果たしている。

全国公設試調査（令和3年度実績調査）では、利用率17年連続全国第1位となるなど、全国の公設試の中でトップクラスの実績があり、地域の中小企業にとって身近で信頼される存在となっている。

企業のDX化加速化に役立つデジタルソリューション（5G・ロボット・IoT・AI等）を展示し、これらを実際に見て、触って体験できる場として、「デジタルソリューションラボ（DSL）」を設置。製品・サービス体験・専門家による個別相談、IT企業等とのマッチングのサポートにより、デジタル化を目指す企業をワンストップで支援している。

今後も地域企業の期待に応えていくため、職員の専門性をさらに高めるとともに、高度試験研究機器の継続的な整備を行っていく。

②群馬県立繊維工業試験場

繊維工業分野に特化した全国唯一の公設試験研究機関であり、繊維産地及び企業支援のため、「研究開発支援」、「技術支援」、「商品化支援」、「人材育成支援」、「情報発信力の強化」に取り組んでいる。また、オープンイノベーションルームを活用した産学官連携や異業種交流の推進にも取り組んでいる。

今後も地域企業の期待に応えていくため、職員の専門性をさらに高めるとともに、高度試験研究機器の継続的な整備を行っていく。

③国立大学法人群馬大学

地域の「知の探究、伝承、実証の拠点」として、「次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること」、「先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること」を基本理念に掲げて教育研究活動を展開し、産業界・地方自治体・金融界等との組織的な連携による社会実装機能の強化を進めている。

具体的には、本学の強み・特色を活かして、食の視点から環境・社会・人の健康（健

全)を目指す科学によりイノベーションを創出し、地域及び地球規模での健康で幸福な社会(プラネタリーヘルス)の実現を目指した教育研究活動に取り組んでいる。

また、人工知能(AI)やIoTを含む先端技術の創出・利活用を可能とする知識基盤を備え、人文科学・社会科学の知見から情報社会における課題を発見し、情報科学とデータサイエンスの知識を総合することで、持続可能でインクルーシブな社会(Society 5.0)の発展と課題解決に寄与できる人材の育成を進めるとともに、ローカル5G技術の高速・大容量・低遅延のメリットを活かした自動運転遠隔管制や路車間通信による持続可能なモビリティ社会の実現や、省電力長距離通信網の活用によるIoTの社会実装に取り組んでいる。

さらに、安全で高度な医療を提供できるよう、患者参加型医療を積極的に展開し、医療安全教育手法に基づく多職種人材育成共同利用拠点として活動するとともに、高度な手術手技、重粒子線治療、がんゲノム医療にかかる質の高い医療の提供・開発・人材育成や臨床研究、医療DX等を推進している。

④公立大学法人前橋工科大学

地域に根ざす公立大学として、人とまちの快適さを推進する学科を構成し、地域の人々や産業界と連携しながら、人とまちづくり、地元企業の発展を目指している。

建築・都市・環境工学群および情報・生命工学群の専門分野教員のほか、産官学連携コーディネーターを配置して、地域社会や企業の技術や研究についての相談に対応している。また、地域連携推進センターでは、地域貢献事業・連携研究推進事業・国際研究交流事業を3本柱とした業務を通じて、地域貢献活動に積極的に取り組んでいる。

また、令和5年4月に建築・都市・環境工学群を中心に研究に取り組む「ソーシャルデザイン研究センター」と情報・生命工学群を中心に研究に取り組む「バイオサイエンス研究センター」を新たに設置し、民間企業等を対象に先進性、独創性、実用性等の高い研究テーマの公募を行い、審査の上、選定されたテーマについて、当該民間企業等と共同で研究活動を進めていく。

⑤独立行政法人国立高等専門学校機構群馬工業高等専門学校

国立高等専門学校機構の1校として、理工系の教育・研究とともに地域の企業・研究機関との連携を推進し、近年では「未来をつくる、技術者の育成」に力を入れている。自動車関連産業をはじめとする高度な加工技術や電気・電子技術、IoTなどデジタルを支える情報技術の分野で、人材育成と地域との連携による研究開発に取り組んでいる。持続可能な社会の鍵となる素材・エネルギー分野、6次産業化や食と健康につながる生物分野、環境技術・都市・交通関係でも人材育成や地域連携に取り組んでいる。

地域連携テクノセンターでは、地域と連携して、新たな技術の開発やモノ作りに挑戦する。群馬高専のもつ知的資源、センターが保有する最先端機器を最大限に活用し、地域産業の発展に貢献している。

その他、小中学校等からの依頼による出前授業や出前セミナー、地域企業を対象とした人材育成講座の実施を行うなど、地域に密着した教育研究機関として期待されている。

⑥公益財団法人群馬県産業支援機構

地域の中核的な中小企業支援拠点として、経営計画の策定や資金調達、販路開拓などの幅広い相談に対応しており、創業支援や経営革新の促進、新産業の創出や産学連携の推進、ものづくり技術の研究開発支援や人材育成によって、県内企業の競争力を強化し、地域経済の活性化に寄与している。

平成29年3月27日には、上述の群馬産業技術センター内への事務所移転に伴い、同センターとの連携による技術と経営のワンストップ相談窓口「企業サポートぐんま」が開設され、群馬県と連携した総合的な支援体制の強化・充実化が進んでいる。

また、令和3年4月より「自動車サプライヤー支援センター」を開設。CASEやカーボンニュートラルへの対応など、自動車産業が大きな変革期を迎える中、時代に即した地域サプライヤー群の育成を目指している。

⑦学校法人昌賢学園群馬医療福祉大学

知的財産、人的資源、物的資源の提供を通じて、地域をつなぐ架け橋として、長年培ってきた教育と研究を土台に、地域のニーズに応えられる大学としてその役割を果たす。少子高齢社会を迎え、地域の「健康」への意識が高まり、予防医学や予防介護の知識・技術が求められている。ニーズに対応するため、群馬医療福祉大学が保有する知的財産を地域へ還元することを目的とし、行政と連携しながら、地域住民が気軽に参加できる講義を多数、開講している。

⑧学校法人高崎健康福祉大学

医療・福祉・教育の分野を専門とする5学部8学科を擁しており、各専門分野のエキスパートが教育研究の成果を社会還元することは基より、地域社会との積極的な交流を通して、地域社会と連携したプロジェクトを企画・運営し、広く社会に貢献している。

高大連携にも力を入れており、系列高校との高大連携事業の他、すべての高校生を対象に「高崎健康福祉大学広げる未来プロジェクト」を実施し講座公開を行う。

⑨群馬県立県民健康科学大学

県立の保健医療系大学として、大学が所有する知的財産や研究成果などを、県民をはじめ 広く関係機関、医療従事者、行政などに対して還元することにより、県民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目指している。

「教育」、「研究」、「地域貢献活動」を3本柱に、様々な分野との連携強化を図るべく、平成24年度から「地域連携センター」を開設し、健康寿命延伸プロジェクトや公開講座等を実施するほか、医療機器等の関連産業との連携など様々な取組を推進している。

⑩特定非営利活動法人北関東産官学研究会

県内や近県の大学および企業等が構成員となり、北関東地域における学術および技術の交流や向上を図り、地域産業の振興と大学の教育研究の活性化を目指している。

講演開催や産官学情報交換、登録顧問団による技術相談、県と連携した補助金による

研究開発支援、技術情報誌の発行等を行い、地域の産官学連携において大きな役割を果たしている。また、ものづくり企業の事業多角化・新分野進出支援事業を県から受託しており、事業領域拡大にチャレンジする企業に対して、必要な支援を行っている。

⑪一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構

総合的相談窓口機能を有し、大学研究者や企業OBが中小企業に対して、専門的な技術アドバイスや指導、研究開発の助言・提言、高度なものづくり人材の育成を行う。

⑫学校法人学文館上武大学

日本の大学で初めて美術の授業に絵手紙を導入した上武大学は、10月に開催する学園祭にあわせて絵手紙の創始者である小池邦夫先生（上武大学手がき文化研究所所長）を講師に招き、例年公開講座を開催している。

群馬県内を中心に関東全域から毎回400名程度が参加するこの公開講座は、地域文化の振興のみならず、遠方から多数の来場者を集めることから上武大学および群馬県の情報を発信する機会となっている。

さらに公開講座開催時は学内に設置された「絵手紙ギャラリー&ミュージアム」で特別展示等を行い、群馬県に留まらず日本全国、更には海外にまで及ぶ「手がき文化」を発信する貴重な場を提供する。

⑬学校法人関東学園大学

地域社会の第一線で活躍する人材育成を目指し、地方創生に関する学びの充実と研究、地域経済の活性化に取り組んでいる。産学官連携を軸としたフィールドワーク研究や高大連携授業、太田6次産業化Labプラットフォーム、やまさと応縁隊、ぐんま県民カレッジと連動した公開講座、各種インターンシッププログラムなど、座学と実践の両面から地域連携を推進している。平成27年度から地方創生研究所を設立し、太田市、沼田市、渋川市、大泉町、神流町をはじめ、県内自治体との連携を深めてきた。コンピテンシー（社会対応力）教育の充実を図りながら、次代の地域経済を担う学生教育と研究に尽力している。

他方で、令和5年度より文科省からデータサイエンス教育プログラムの認定（リテラシー、応用基礎の同時認定）を受けた。思考力や問題解決力を備えた人材育成に注力するとともに、今後は学外や地域経済を見据えたデータサイエンス教育の横展開にも応じている。

⑭学校法人高崎商科大学

高崎商科大学では、高崎市や富岡市などの自治体と連携して全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を推進している。

地域連携活動の窓口である地域連携センターを中心に、従来からの取り組みに加え、COC事業を実践し、学生・大学・地域の力を強化しており、次世代を担うリーダー育成に力を入れている。

平成27年以降、文部科学省・総務省主催の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の参加校として、専門性の高い実学教育・地域連携教育の充実

と、地元企業との職業人の育成・魅力ある雇用の創出を推進している。

⑮学校法人茶屋四郎次郎記念学園東京福祉大学

福祉・心理・教育・保育などの領域発展に貢献する調査・研究、高齢者福祉や幼児、児童、心理に関する公開講座を毎年開催するなど、積極的に研究成果を地域社会に還元している。また、高大連携プログラムや小中学校のボランティアプロジェクトなど、教員・学生チームによる地域交流活動を通し、地域と連携した社会貢献事業を推進する。

⑯共愛学園前橋国際大学

「地域の未来は私がつくる」をビジョンとし、「次世代の地域社会をけん引するグローバル人材の育成」を地学一体の教育を通して展開している。

2019年度までは、政府の「知／地の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の主幹大学として県・県内産業界・県内自治体・県内大学の参画を得て実施、現在は「めぶく。プラットフォーム前橋」を前橋市・前橋商工会議所・前橋市内大学とともに立ち上げ、例えば、「Me bu ku B u s i n e s s S c h o o l」を運営する等、地域産業の次世代リーダー育成に取り組んでいる。

⑰群馬パース大学

医療専門職を養成する本学の特徴を活かし、「アレルギーと感染症研究の最前線」などの公開講座の実施や、地域団体への講師派遣等を通じて、研究成果や知的財産を地域社会へ還元している。また、複数の地元産業界等と包括的連携協定を締結しており、そのひとつにおいては、ゴルフを通じたリハビリテーションによる脳機能改善と社会参加の促進を図るプログラムを構築する共同研究を実施している。こうした活動を積極的に推進することで、地域貢献や地域の活性化に寄与している。

⑱公益財団法人群馬県観光物産国際協会

当協会の会員である県内市町村及び観光・物産関係団体等と幅広く連携し、全国に先駆け着地型旅行商品を造成、実施、販売している。

平成28年度からは、県域DMOの設立主体となり、各地域で磨き上げた観光資源を接続し、県内広域連携、滞在時間の延長を図るべく、県内市町村観光関係団体を中心とした関係者と相互に連携し、魅力ある観光地域づくりに取り組んでいる。併せて、地域に根付く取組となるよう地域DMOにおける新たな事業展開や人材育成などに対して、伴走型の支援を行っている。

⑲群馬県林業試験場

森林・林業に関する未解明な事項の要因解明と新技術の開発を通じて、林業の活性化及び森林の有する公益的機能の高度発揮を目的とし試験研究を行う。

具体的には自然環境の保全、森林整備技術の高度化、県産材の利用技術と材料開発、きのこ栽培技術の高度化に係る課題に取り組んでいる。

②群馬県農業技術センター

農業生産に寄与できる技術開発の拠点として、基礎的な知見に立脚した応用技術の開発について、その技術移転を速やかに実現できるよう、普及組織や生産現場と連携して研究に取り組む。

具体的には、地域食材の特徴を活かした加工品開発、新品種育成、病害虫管理技術の開発などを行い、地域の研究拠点となっている。

②群馬県蚕糸技術センター

蚕糸に関する全国唯一の公設試験研究機関であり、長年蓄積してきた養蚕技術を最大限に活かし、付加価値の高い蚕糸業の展開に向けて、企業や生産現場と連携し、蚕糸研究と技術普及を一体的に行う。

具体的には、遺伝子組換えカイコによる新産業の創出に向けた実用技術の開発、新品種育成、飼育技術開発のほかに蚕種製造・人工飼料製造等も行い、養蚕基盤を支える蚕糸振興の総合支援拠点となっている。

②群馬県水産試験場

水産技術開発の拠点として、基礎的な知見に立脚した応用技術の移転と展開を速やかに実現できるよう、生産現場と連携して幅広い研究に取り組む。

具体的には、河川湖沼の水産環境に関する保全技術の開発、温水性や冷水性魚類の水産増養殖に関する種苗生産技術の開発などを行い、全県的な研究拠点としても機能している。

②群馬県畜産試験場

畜産分野における技術開発の拠点として、基礎的な知見に立脚した応用技術の開発とその技術を速やかに移転できるよう、普及組織や生産現場と連携して研究に取り組む。

具体的には、先端技術を活用した家畜改良、家畜や飼料作物の生産性向上、畜産環境保全技術の開発などを行い、地域の研究拠点となっている。

②公立大学法人高崎経済大学

地域経済の発展を目的に経済学部単科大学として創立され、その後、全国で初めて地域政策学部を設置した本学は、多様な地域問題解決の先頭に立つ人材育成に取り組んでいる。自治体、地域住民及び企業と連携し、多様な地域産業を活性化するための研究を行うことで、地域における知の拠点としての機能を果たしている。

②tsukurun

小中高生という若い段階から、最先端のデジタル機材やソフトウェアで創作活動を行うことができ、3次元コンピューターグラフィックス（3DCG）などのデジタル技術を駆使しながら、新しい価値を生み出す、次世代で活躍するデジタルクリエイティブ人材を育成している。

②⑥ NETSUGEN

セクターや業種の異なるユーザー同士が気軽に交流できる官民共創スペースとして、群馬県庁32階に開設。コワーキングスペースとして利用できるだけでなく、コーディネーターによる各種支援、セミナー・交流事業を実施。デジタルとアイデアが融合し、新たな価値・イノベーションを生み出すことを目指す。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の活動において生じうる、緑地の確保、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、地盤沈下対策及び悪臭対策、廃棄物への対策などの課題に対しては、まず、環境影響評価法や群馬県環境影響評価条例に基づいた事前の調査、予測、評価を行い、それを踏まえた環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な対応を取るとともに、事業実施にあたっては、国が定める各種環境関係法令や群馬県の生活環境を保全する条例をはじめとする各種環境関係条例を遵守するものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、事業者、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めた上で事業を実施する。

また、廃棄物の排出抑制・リサイクルの積極的な推進や不法投棄等不適正処理の未然防止にあたっては、第三次群馬県循環型社会づくり推進計画等に基づいた啓発活動の強化を行うものとする。さらに、省エネルギー対策及び地球温暖化対策については、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例、群馬県地球温暖化対策実行計画に基づき、情報提供や助言を行う。これらの活動を通して、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に掲げる鳥獣保護区、国立公園、国定公園、県自然環境保全区域及び環境保全上重要な地域及びこれらの区域に近接している区域における地域経済牽引事業の実施にあたっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。また、自然環境へ重大な影響を与えないよう、基本計画及び地域経済牽引事業計画と自然公園法、自然環境保全法や群馬県自然環境保全条例、生物多様性ぐんま戦略など関係規定の遵守と関係計画等との整合を図るとともに、自然環境部局の規定する所定の手続きを経るものとする。また、地域経済牽引事業の実施により、環境保全上重要な地域に対して直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、あらかじめ地方環境事務所や自然環境部局と十分な調整を行い、環境の保全が図られるよう配慮を行うものとする。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所及び群馬県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

(2) 安全な住民生活の保全

本計画の実施にあたっては、地域経済牽引事業の促進によって、犯罪及び事故を増加させ、または地域の安全と平穏を害することのないよう配慮する。

群馬県犯罪防止推進条例に基づき、防犯に配慮した設備や防犯体制の整備により犯罪の防止に取り組むとともに、群馬県交通安全条例、群馬県交通安全計画等に基づき、交通事故防止の取組を推進するなど、警察と連携し、地域の安全と平穏等を確保するために効果を有する条例、計画等との調和を図っていく。

(3) その他

P D C A体制の整備等

毎年度、関係市町村、県の担当部局等を集めた連絡会議を年1回程度開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(地域経済牽引事業を促進する分野・業種)

土地利用調整を行い地域経済牽引事業の促進を図る分野・業種は、各重点促進区域において指定した分野・業種とする。

【重点促進区域1】

①輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、電子部品（半導体等）、化学工業、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野（製造業、運輸業）

【重点促進区域17】

①輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、電子部品（半導体等）、化学工業、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野（製造業）

②繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野（製造業）

③公設試験研究機関等の知見を活用したデジタル分野（情報通信業）

⑨関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の縦横に走る高速道路網等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野（運輸業）

【重点促進区域18】

①輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、電子部品（半導体等）、化学工業、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用

した成長ものづくり分野（製造業、運輸業）

②繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野（製造業）

⑤医療機器、医薬品、ヘルスケア等の関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア分野（製造業）

（農地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域１、１７及び１８の区域内においては、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域１】

（農地）町田町字土塔原

1441、1442、1443-1、1443-2、1444-1、1444-2、1445、1446、1447、1448、1453、1454、1455-1、1455-2、1456、1457-1、1457-2、1457-3、1458、1459、1462、1463、1464-1、1464-2、1464-3、1465、1466、1467、1468、1469-1、1469-2、1481-1、1481-2、1482、1483、1485、1486、1487-1、1487-2、1488、1489-1、1489-2、1490、1498、1499、1500、1501、1503、1504-1、1504-2、1505、1506、1507-1、1507-2、1508、1509、1522、1523、1524、1525、1526-1、1526-2、1526-3、1527、1528-1、1528-2、1529-1、1529-2、1529-3、1531、1532、1533、1534-1、1534-2、1534-3、1535、1536、1537、1538、1541-1、1541-2、1542、1544、1545-1、1545-2、1546-1、1546-2、1547、1548、1549-1、1549-2、1550、1551、1552、1553、1554、1555、1557、1558、1559-1、1559-2、1559-3、1559-4、1559-5、1561、1562-1、1562-2、1591、1602

（市街化調整区域）沼田市においては、非線引き都市計画区域であるため、市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域１７】

（農地）郷原字中村

715、716、717、718、719-1、720、721、722、723、724-1、724-2、724-3、725、726、727、728、729、730-1、730-2、731-1、731-2、733、734-1、734-2、735、736-1、736-2、738、739、740、741、742、743-1、743-2、744-1、744-2、744-3、750-1、751、752

（農地）郷原字堀端

779-2、779-5、779-7、780、781-2、781-5、784-1、784-5、792-2、805-1、805-6、806、807-1、807-2、807-3、808-1、808-2、809-1、809-2、810-1、810-2、811、812、813、814-1、814-2、815-1、815-2、815-3、815-4、816、817、818-1、818-2、819-1、819-2、819-3、820-1、820-2、820-3、820-4、821-1、821-2、822、823、824、825、826-1、826-2、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、842、843、845-1、845-2、845-3、846-1、846-2、

846-4、846-5、846-6、846-7

(農地) 郷原字七割

854、942-

(農地) 郷原字十ヶ森

943、944-1、945-1、946、947-1、948、949-1、949-3、950、951-1、952-1、

(農地) 郷原字徳島

1147、1148-1、1148-2、1149-1、1151-2、1211-1、1212

(農地) 郷原字小平

1213、1214、1215、1216、1217、1218、1219、1220、1221、1223、1224、1225、
1226、1227-1、1227-2、1227-4、1228、1229-1、1229-2、1230、1231、1232、1233、
1234、1235、1236、1237、1238-1、1249-1、1249-3、1250-1、1250-4、1251-1、
1252-2、1252-4、1254-4

(市街化調整区域)

安中市は、非線引き都市計画区域であるため、市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域 1 8】

(農地) 笠懸町鹿

3567-1、3568-1、3568-3、3569、3570-1、3570-2、3571、3572-1、3573-1、3574-
1、3574-2、3575-1、3576-1、3577-1、3577-2、3578-1、3579-1、3580-1、3581-1、
3582-1、3781-1、3782-1、3783-1、3784-1、3784-2、3784-3、3784-4、3785-1、
3786、3787、3788、3789、3790、3791-1、3791-2、3792-1、3793、3794、3795、
3796、3797-1、3799-1、3800-1、3801-1、3802-1、3803-1、3804-1、3805-1、3806-
1、3807-1、3807-2、3905-1、3907-1、3908-1、3909-1、3910-1、3911-1、3912-1、
3913-1、3914-1

笠懸町西鹿田

4-1、4-2、5、6-1

(市街化調整区域)

みどり市においては、非線引き都市計画区域であるため、市街化調整区域は存在しない。

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 1】

区域内においては、沼田北部工業団地の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 1 7】

本区域は、安中工業団地の隣接地であり、隣接地で既に道路、電気、水道等のインフ

ラが整備されていることから、これらを有効に維持・活用するために計画されている公共施設整備は行うが、新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域 18】

区域の南側には東西方向に国道 50 号が通り、区域東側まで渡良瀬幹線道路が開通している。また、区域周辺には住宅等が立地しているため、区域内や区域周辺は電気・上水道のインフラが整備済みであり、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

(地区内の遊休地等の状況等)

【重点促進区域 1】

沼田市においては、遊休地等は存在していない。

【重点促進区域 17】

安中市においては、産業用途に活用できる遊休地は存在しない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域 18】

みどり市内において、産業用途に活用できる遊休地は存在しない。今後、遊休地が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

【重点促進区域 1】

農地として重点促進区域に設定された町田町字土塔原については、沼田市国土利用計画において、農用地を都市的土地利用への転換を促進するとされ、沼田市都市計画マスタープランにおいて、良好な工業・業務環境の維持・形成に努めることとされている。また、沼田農業振興地域整備計画において、各種農業施策を踏まえながら、担い手を中心とした生産性の高い体制を確立し、農業を職業として選択しうる産業とするとともに、地域の立地条件に応じた生きがいと潤いのある就業機会を確保し、農家世帯員の安定的な就業の促進に努めるとしている。

今般、当該区域は、成長ものづくり産業の推進を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 17】

農地として重点促進区域に設定された区域については、安中市都市計画マスタープランにおいて、安中工業団地の立地企業に関連する強い産業用地需要に応じて、既存用地・団地周辺の幹線道路沿道の産業用地の計画的な開発整備を進め、市民の身近な職場を確保し、都市活力の維持・増進を図るとされている。また、安中市農業振興地域整備計画において、企業誘致を進めるなど、就業の場を創設・確保することで、農業者が安

心して農業を継続しながらも働ける機会を増加させることが重要とされている。本重点促進区域については、工業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 18】

重点促進区域として設定された区域については、みどり市都市計画マスタープランにおいて、重点施策展開ゾーン【渡良瀬幹線産業ゾーン】として、良好な交通アクセスと産業の集積が生み出す成長と魅力に満ち溢れたまちを目指す地域に位置付けられている。

また、みどり農業振興地域整備計画において、地域経済の発展、就業機会の確保・促進のために、農林業の振興と第2次・第3次産業の振興との均衡を視野に入れながら、総合的に地域の就業構造の改善が図られるよう配慮するとともに、農業従事者の意欲と労働力に応じ、地域の立地条件に適した就業機会を確保して農業従事者の安定的な就業機会を促進するよう記載されている。

今般、当該区域は、産業系用途への土地利用の転換を図り、地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの計画と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、(1)を踏まえて設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

【重点促進区域 1】

本区域は、都市計画区域の用途地域無指定の地域となっており、大部分が農用地区域に指定されているため、当該区域外での開発を優先することとする。土地利用調整区域を設定する際には沼田市及び群馬県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

【重点促進区域 17】

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、安中市には、産業用途に活用できる一定規模以上の遊休地等は存在しない。企業の産業用地需要はあるものの、企業が求める面積の工業用地を確保できず、企業の立地（操業）機会を逸してしまっている。一定規模以上の遊休地等はほかに無く、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難な状況である。

土地利用調整区域を設定する際には安中市及び群馬県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

【重点促進区域 18】

農用地区域外での開発を最優先に検討するが、みどり市には、未分譲の既存の工業団地や、現に宅地化された一定規模以上の未利用地などの遊休地等は存在しない。そのため、企業が求める産業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

土地利用調整区域を設定する際にはみどり市及び群馬県の農政部局と十分に調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

【重点促進区域 1】

町田町には集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

【重点促進区域 17】

安中市の集团的農地にやむを得ず土地利用調整区域を設定する場合においては、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械の活用が不能になるなど、営農に支障が生じるような事態を避けるほか、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障、農業生産性の低下が生じることがないようにするなど、集团的農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

【重点促進区域 18】

重点促進区域内には集团的農地が含まれており、農用地区域が設定されている。やむを得ず集团的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、集団農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

とする。

農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じないようにする。

③面積規模が最小限であること

【重点促進区域1】

やむを得ず農地において成長ものづくり産業及び関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

【重点促進区域17】

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

【重点促進区域18】

やむを得ず農地において施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

【重点促進区域1】

町田町においては、ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。また、新たなほ場整備事業の計画はないが、今後、実施される面的整備事業についても、土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域17】

ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していない区域については、土地利用調整区域に含めない。また、当該区域については、今後においても、面的整備事業の計画は無いが、今後、実施される面的整備事業についても土地利用調整区域は含めないこととする。

【重点促進区域18】

重点促進区域においては、ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。また、新たなほ場整備事業の計画はないが、今後実施される面的整備事業についても土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

【重点促進区域 1】

町田町においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。農地中間管理機構関連事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 17】

本区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 18】

重点促進区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。農地中間管理機構関連事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

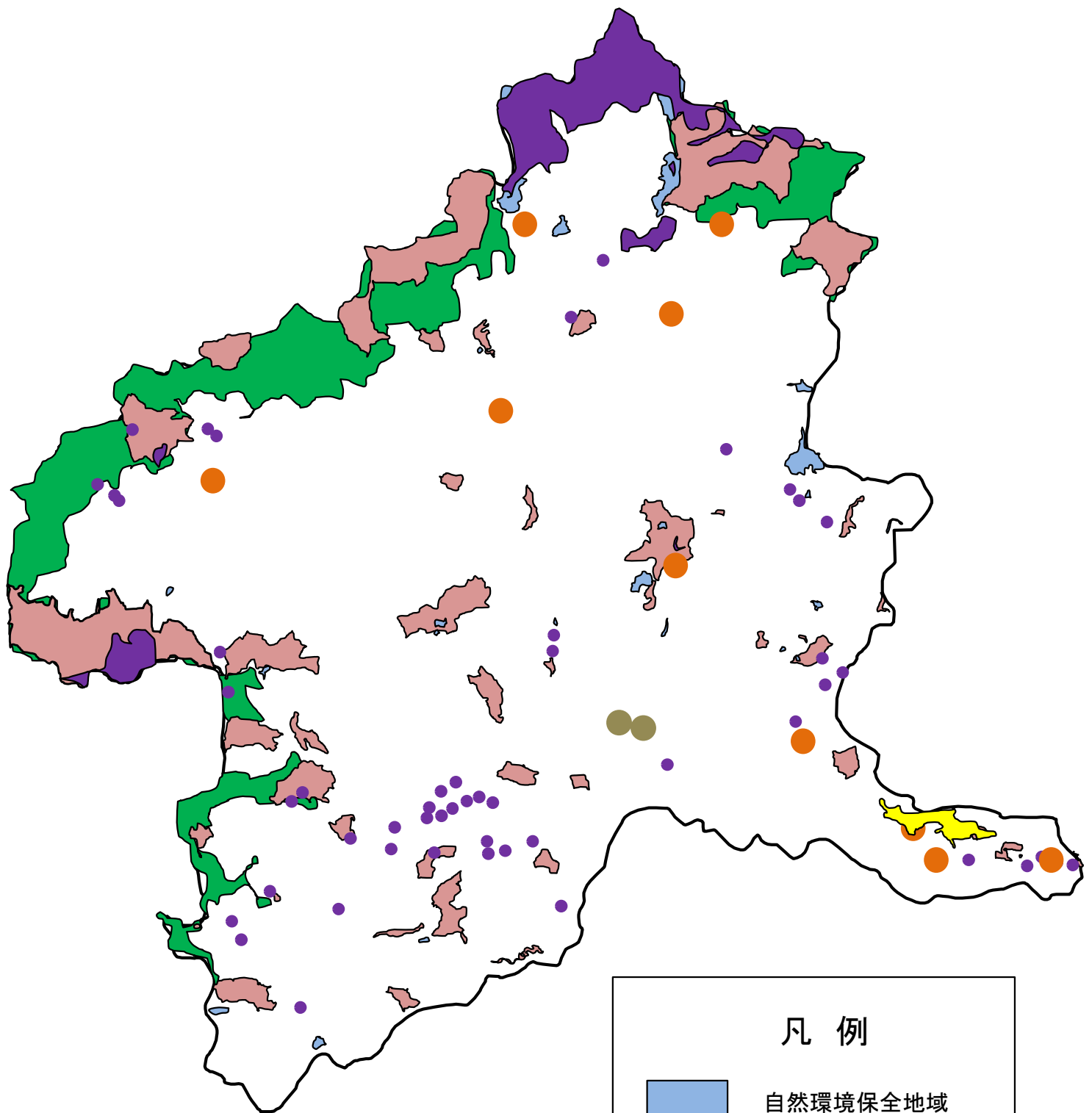
該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「群馬県基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

【別紙】促進区域図



凡 例

- | | |
|--|-------------|
|  | 自然環境保全地域 |
|  | 鳥獣保護区 |
|  | 国立公園、国定公園 |
|  | 特定植物群落 |
|  | 重要度の高い湿地 |
|  | 自然再生事業実施地域 |
|  | シギ・チドリ類渡来湿地 |

(別紙2) 工場立地特例対象区域一覧

(平成29年4月1日現在の地番により表示)

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1071-4
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-6
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-7
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-10
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-12
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-14
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-19
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-20
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-21
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-22
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-23
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-25
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-26
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-28
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-30
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-34
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-36
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-43
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-48
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-49
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-50
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-52
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1120-58
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1147-2
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1147-3
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1151
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1152-2
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1156
2	富岡木材工業団地	富岡市	桑原	稲荷谷	1158-3
2	富岡木材工業団地	富岡市	藤木	深井	808-2
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-1
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-5
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-6
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-8
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-9
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-10
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-11

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-12
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-13
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-14
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-17
3	富岡藤木工業団地	富岡市	藤木	金屎	900-18
4	富岡坂井工業団地	富岡市	一ノ宮	押出	820-1
4	富岡坂井工業団地	富岡市	一ノ宮	押出	880-1
4	富岡坂井工業団地	富岡市	一ノ宮	押出	880-14
4	富岡坂井工業団地	富岡市	一ノ宮	押出	880-15
4	富岡坂井工業団地	富岡市	一ノ宮	押出	884-1
4	富岡坂井工業団地	富岡市	一ノ宮	押出	884-5
4	富岡坂井工業団地	富岡市	一ノ宮	押出	884-6
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-1
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-2
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-3
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-4
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-5
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-6
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-7
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-8
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-9
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-10
4	富岡坂井東工業団地	富岡市	一ノ宮	東丹生森	1900-11
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	鳥居基	1256-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	鳥居基	1259-4
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	鳥居基	1261-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	鳥居基	1261-3
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	鳥居基	1265-3
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	鳥居基	1265-4
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	鳥居基	1269-2
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	天神基	1304-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟西	1916-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟	1945
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟	1949-2
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟	1972-2
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1983-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1987-4
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1990-12
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1990-13
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1990-5

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1990-7
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1992-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1992-2
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1992-3
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1993-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1993-3
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1993-4
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1993-5
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1997-4
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1998-2
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1998-3
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	1999
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2000-2
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2000-7
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2001-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2001-5
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2001-7
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2005-12
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2009-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2011-3
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2012
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2015-2
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2015-3
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2017-2
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2021-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2021-4
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2022-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟南	2022-2
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟東	2027-1
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟東	2027-12
5	富岡工業団地	富岡市	富岡	小舟東	2030-4
5	富岡工業団地	富岡市	曾木	九田	13-1
5	富岡工業団地	富岡市	曾木	九田	20-2
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-3
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-4
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-5
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-6
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-7
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-8
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-9

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-10
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-11
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-12
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-29
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-30
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-32
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-33
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-34
6	宇田第1工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-35
6	宇田第2工業団地	富岡市	宇田	菰所	192-1
6	宇田第2工業団地	富岡市	宇田	菰所	200-1
6	宇田第2工業団地	富岡市	宇田	菰所	200-13
6	宇田第2工業団地	富岡市	宇田	菰所	200-14
6	宇田第2工業団地	富岡市	宇田	菰所	200-15
6	宇田第2工業団地	富岡市	宇田	菰所	200-17
6	宇田第3工業団地	富岡市	宇田	菰所	250-18
6	宇田第3工業団地	富岡市	妙義町下高田	下川原	1-1
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	175-1
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	175-2
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	175-3
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	176-1
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	177-1
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	177-2
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	178-1
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	178-2
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	183-1
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	184-2
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	184-5
6	宇田第4工業団地	富岡市	宇田	菰所	194-13
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	岩崎	20-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	岩崎	85-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1102-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1112
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1112-2
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1112-3
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1112-4
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1130-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1131-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1132
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1133

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1143
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1156-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1157-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1157-2
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1172
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1173-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1175-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1176-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1176-2
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1187-1
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1187-2
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1187-3
7	神農原工業団地	富岡市	神農原	蛇崩	1189-1
8	田篠工業団地	富岡市	田篠	諏訪平	1-1
8	田篠工業団地	富岡市	田篠	原町	67-13
8	田篠工業団地	富岡市	田篠	原町	67-14
8	田篠工業団地	富岡市	田篠	北谷戸	997-13
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	北新井	208-1
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	北田	262-1
9	大字曾木字北田地域	富岡市	富岡	明武塚東	2690-1
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	北田	280-3
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	北田	283-1
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	北田	283-2
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	北田	284-1
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	川フリ	288-1
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	川フリ	289-1
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	川フリ	290-1
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	川フリ	290-3
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	川フリ	290-4
9	大字曾木字北田地域	富岡市	曾木	川フリ	291-1
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	下田	乙144
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	下田	甲146
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	下田	乙146
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1288
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	乙1289
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	甲1289
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	甲1294
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	乙1294
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	乙1295
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	丁1295

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1295-1
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1295-10
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1295-3
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1295-6
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1295-8
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1295-9
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1296-1
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1296-2
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1296-4
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1296-5
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1296-6
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1296-7
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1296-8
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1297-4
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1297-5
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	丁1299-2
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-11
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-12
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-13
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-26
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-27
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-28
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-3
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-33
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-34
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-35
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-36
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-37
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-38
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-39
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-4
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-40
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-41
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-5
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1299-9
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1302-1
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1302-2
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1307-3
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1307-6
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	牛伏	1340-1

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	1342-5
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	1342-7
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	1343-17
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	1343-28
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	1343-4
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	1346-1
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	乙1352
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	1354
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	乙1355
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	丙1355
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	乙1356-1
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	甲1356
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	乙1356-2
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	1356-6
10	大字上丹生字牛伏地域	富岡市	上丹生	郷土谷	1357
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	33-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	33-2
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	34-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	34-3
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	35-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	36-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	37-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	37-2
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	38-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	43-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	43-2
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	44
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	44-2
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	45
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	45-2
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	46-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	46-3
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	46-4
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	47
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	47-2
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	48-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	48-3
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	49-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	49-5
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	49-6

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	50-2
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	51-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	55-1
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	55-2
11	大字南蛇井字南原田地域	富岡市	南蛇井	南原田	55-3
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	145-5
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	148-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	148-6
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	150-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	150-5
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	151-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	152
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	152-2
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	153
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	154-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	154-4
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	155-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	155-2
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	156-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	157-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	157-4
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	157-6
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	159-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	159-12
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	159-6
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	159-7
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	160-2
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	161
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	161-2
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	162-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	162-2
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	162-3
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	165-5
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	165-6
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	171-2
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	増光寺	172-2
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	久保替戸	262-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	久保替戸	262-2
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	久保替戸	262-3
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	久保替戸	262-5

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	久保替戸	263
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	久保替戸	264-1
12	大字南蛇井字増光寺地域	富岡市	南蛇井	久保替戸	264-4
13	内匠地域	富岡市	内匠		121-7
13	内匠地域	富岡市	内匠		121-8
13	内匠地域	富岡市	内匠		210-1
13	内匠地域	富岡市	内匠		210-2
13	内匠地域	富岡市	内匠		210-3
13	内匠地域	富岡市	内匠		216-1
13	内匠地域	富岡市	内匠		217
13	内匠地域	富岡市	内匠		218
13	内匠地域	富岡市	内匠		347-1
13	内匠地域	富岡市	内匠		347-3
13	内匠地域	富岡市	内匠		348-2
13	内匠地域	富岡市	内匠		348-3
13	内匠地域	富岡市	内匠		350-3
13	内匠地域	富岡市	内匠		350-4
13	内匠地域	富岡市	内匠		351-1
13	内匠地域	富岡市	内匠		351-4
13	内匠地域	富岡市	内匠		352-1
13	内匠地域	富岡市	内匠		352-2
13	内匠地域	富岡市	内匠		388-3
13	内匠地域	富岡市	内匠		388-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	日向入	185
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	日向入	186
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	日向入	187-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	舟久保	283-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	舟久保	283-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	相生山	296-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	相生山	301-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	相生山	301-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	相生山	301-6
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	307
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	310-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	311-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	311-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	311-5
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	311-8
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	311-9
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	311-11

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	312-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	312-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	312-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	313-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	313-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	313-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	314-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	314-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	314-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	316-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	316-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	319-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	319-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	320-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	320-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	321-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	乙323
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	326
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	327-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	327-6
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	328
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	329
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	330-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	330-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塚田	330-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	上越澤	331
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	342-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	342-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	342-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	345-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	345-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	345-8
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	345-10
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	345-11
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	347
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	349-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	351
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	353-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	354
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	354-2

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	354-6
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	355-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	355-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	358-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	360-5
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	363
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	365-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	365-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	367-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	367-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	368-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	368-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	368-7
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	370-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	373-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	373-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	374-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	375-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	375-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	377-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	378-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	378-7
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	386
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	387-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	389
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	398
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	399-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	399-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	400-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	401
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	402-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	402-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	402-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	404-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	404-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	405
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	408-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	408-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	408-5
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	408-6

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	409-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	409-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	乙411
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	414-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	414-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	415
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	甲417
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	乙417
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	418
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	419
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	419-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	420
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	422-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	424
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	425
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	425-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	426-5
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	429
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	430-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	塩ノ入	430-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	蕙手	431-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	蕙手	431-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	蕙手	431-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	524
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	527
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	527-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	528-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	528-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	528-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	529
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	乙530
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	530-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	五反田	530-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	天臺	531
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	天臺	乙535
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	天臺	540-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	天臺	541-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	546
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	553
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	554

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	555
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	558-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	564-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	565-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	565-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	566-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	568
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	659-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	569-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	570-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	570-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	571-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	乙574
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	丙574
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	丁574
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	574-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	乙575
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	575-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	575-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	575-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	579
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	582
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	583
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	583-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	584
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	586
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	589-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	589-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	591-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	591-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	乙594
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	595
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	597
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	甲598
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	乙598
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	乙599-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	入道ヶ入	乙599-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	606
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	乙607
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	607-1

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	607-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	甲608
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	611
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	612-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	613
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	614-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	614-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	615-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	618-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	618-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	628-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	二反田	636-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	金ヶ入	661-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	金ヶ入	661-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	金ヶ入	661-9
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	金ヶ入	661-12
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	金ヶ入	662-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	金ヶ入	662-14
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	金ヶ入	662-15
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	金ヶ入	662-19
14	蚊沼、原地域	富岡市	蚊沼	金ヶ入	678-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	太郎坂	507-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	太郎坂	507-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	太郎坂	507-13
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	太郎坂	507-14
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	大日	550-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	大日	550-4
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	大日	551-3
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	松葉	553-1
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	松葉	553-2
14	蚊沼、原地域	富岡市	原	川原崎	590
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚	707-1
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚	707-2
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚	709-1
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚	710-1
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚	710-3
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚	710-4
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚	710-5
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚	711-5
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚川原	744-2

重点 区域番	団地名	市町村名	町名	字名	地番
15	大字黒川字小塚川原地域	富岡市	黒川	小塚川原	748
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		55
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		56-1
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		56-4
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		57
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		59-4
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		59-5
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		59-6
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		78-6
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		82
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		83
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		84
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		85-1
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		85-2
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		85-4
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		86-1
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		86-2
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		86-3
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		86-4
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		88-1
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		88-3
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		89-1
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		89-3
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		90
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		90-4
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		91
16	南後箇地域	富岡市	南後箇		92